

令和元年第4回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 令和元年12月11日（月）9時30分宣告

1. 出席議員

1番	大 江 寿	7番	池 田 賢 治	13番	米 澤 壽 重
2番	村 上 謙 武	8番	安 部 大 助	14番	遠 藤 義 光
3番	菊 地 政 文	9番	前 田 芳 樹	15番	池 田 信 博
4番	石 橋 雄 一	10番	平 田 文 夫	16番	福 田 晃
5番	村 上 三三郎	11番	石 田 茂 春		
6番	西 尾 幸太郎	12番	高 宮 陽 一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	建 設 課 長	田 中 文 男
副 町 長	大 庭 孝 久	大 規 模 事 業 課 長	村 上 和 久
教 育 長	村 尾 秀 信	施 設 管 理 課 長	大 西 洋 二
総 務 課 長	野 津 浩 一	危 機 管 理 室 長	齋 藤 和 幸
会 計 管 理 者	渡 部 誠	総 務 学 校 教 育 課 長	池 田 茂 良
財 政 課 長	石 田 寛 弥	社 会 教 育 課 長	吉 田 隆
税 務 課 長	濱 田 勉	布 施 支 所 長	竹 本 久
町 民 課 長	井 崎 里 恵子	五 箇 支 所 長	金 坂 賢 一
福 祉 課 長	中 林 眞	都 万 支 所 長	田 中 順 子
保 健 課 長	平 田 芳 春	中 出 張 所 長	村 上 克 樹
環 境 課 長	砂 本 進	中 央 公 民 館 長	高 梨 勇 光
農 林 水 産 課 長	藤 川 芳 人	総 務 課 長 補 佐	野 津 千 秋
地 域 振 興 課 課 長	佐々木 千 明	商 工 観 光 課 長 補 佐	宇 野 慎 一
上 下 水 道 課 長	河 北 尚 夫		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	山 根 淳	事 務 局 長 補 佐	中 村 恵 美 子
-------------	-------	-------------	-----------

議事の経過

○議長（米澤 壽 重）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、8番：安部 大助 議員

○8番（安部 大 助）

本日、一般質問トップバッターの安部大助です。

今回は「観光振興」について、そして「避難道路の整備」について質問をさせていただきます。

まず「観光振興について」ですが、言うまでもなく観光振興の目的は観光客数の増加ではなく、地域の活性化であり、どう地域を潤わせるかです。つまり観光客が増加しても地域にお金が落ちない、お金が落ちたとしても利益があがらないでは観光振興の目的が地域活性化を牽引できません。

その視点に立ち、次の四点について質問をいたします。

まず一点目は、「第1次総合振興計画の評価と現状課題に対する今後の取り組みについて」であります。

本町の最上位計画である「総合振興計画」が策定されてから11年が経ち、今年度が計画期間の最終年度となります。その間「観光を基軸としたまちづくり」を全面に出し、商工観光課を中心に多くの観光事業を進めてまいりました。事業を執行するに当たり多くの職員が色々な所に出向き、努力し、考え、頑張っていること、私も高く評価しております。

しかし、現状を見ると、観光入込客数の減少や休止中の観光施設も出てきていること、^{ひるどき}昼時に食事する飲食店の不足や雨天時の観光メニューの不足など長年の課題もあります。

また、隠岐の島町観光協会が宿泊施設を対象に行ったアンケート調査では、施設整備の老朽化や人手不足などいまだ厳しい経営をしているところが多く、またニーズ変化の対応ができないことやサービス低下など、観光誘致と受入れ体制の矛盾も発生している現状もあります。

以上のことから、最初に述べた観光振興の目的を達成するために、事業の抜本的改革を進める必要があると私は思います。

そこで、観光振興に関して、「第1次総合振興計画の評価と現状課題に対する今後の取り組み」について町長の考えをお聞かせください。

そして二点目に「本町の観光資源の一つとなっている隠岐ユネスコ世界ジオパークを活用した観光振興」についてお伺いします。

ジオパークは保護や保全を目的とする世界遺産とは違い、ジオパークを活用し地域の活性化を図ることが目的の一つとされています。そのため、自然や人の営み、文化など幅広い分野でその地域の魅力を見つけ、そこに住んでいる住民の皆さんがそのことを理解し、発信していくことで多様な産業振興に活かしていくことが求められています。

隠岐ユネスコ世界ジオパークについては、情報発信や啓発活動を島内外で行っていることは理解しておりますが、一番肝心となる島で暮らす住民の意識はまだまだ高いとは言えません。

そのため、どうしても行政主導でジオパークを推進し、町全体として観光振興に繋げる姿が弱く、ジオパークに認定されて10年が経ちますが、その成果が見えにくくなっているように感じております。

そこで、隠岐ユネスコ世界ジオパークを活用した観光振興について、今後どのように取り組んでいくのか町長の考えをお聞かせ下さい。

三点目に、「隠岐の島町観光協会との連携」についてお伺いします。

今後、観光振興を進めるうえで必要なのが外郭団体との連携です。

近年の観光ニーズも多種多様となり、それに対応するためには、今までの行政主導では限界があります。そのため観光振興を志す団体、特に隠岐の島町観光協会と更なる連携強化を図ることが重要であると私は考えます。

隠岐の島町観光協会は事務所が港に近いことから観光客との接点が多く、観光に関し経験や専門的知識が豊富な組織だと理解しております。

しかし、毎年町から約3,600万円の補助を行っており、半官半民の組織になっていることから、本来観光協会の強みでもある独創性が弱いようにも感じます。そのため、商工観光課が実施している多くの事業を観光協会へ委譲することや、観光振興事業など自治体が行っている事業そのものを町観光協会に委ね、現状に沿った事業を提案してもらう、独創性をもった観光協会とし、そして連携強化、協働で観光振興に取り組むべきと思います。

そこで、町長にお伺いいたします。

隠岐の島町観光協会と商工観光課との役割をどう捉え、さらに連携強化していくために今後どう取り組んでいくお考えなのかお聞かせください。

最後に、「観光客への顧客調査」についてお伺いいたします。

隠岐の島町の観光客の入込数は、先ほど述べましたように減少傾向にあります。隠岐の観光においてはさまざまな課題がありますが、リピート率が低いことも課題の一つであります。

リピーターが少ないことは、観光に来られるお客様に対して「期待どおりの、さらには期待以上のサービスができていなかったこと」に原因があると思います。観光客のニーズは多様で、それを満足させることは容易ではありません。しかし、だからといって観光客のニーズを把握せずに観光施策を考え、サービスを実行したとしても、お客様に対して満足のいくサービスであったとは限らないと思います。サービスを受けるのが観光に来られるお客様である以上、お客様が「何を求め、何を期待して隠岐に来ているのか」をしっかりと捉え、期待以上のサービスをしていく必要があると思います。そこで重要なのが、ゲストロジーを重視した顧客調査だと思います。

ゲストロジーとは、これは千葉県浦安市にある「東京ディズニーリゾート」が行っている独自の調査です。「東京ディズニーリゾート」では、まずお客様の期待を理解することがサービスの始まりと考え、エリアごと、時間ごとの客数といった人口統計調査とは別にお客様がディズニーに対してもっている要求や欲求、先入観や感情などをしっかりと調べていく、独

自の調査を行っております。

今後、お客様に対して期待以上のサービスをするためには、お客様がもつ隠岐に対する要求や欲求、期待を理解し、観光振興に取り組むべきと感じます。

そこで、町長にお伺いします。

観光に来られるお客様のニーズをどのように把握しておられるのか、また期待以上のサービスを行うために、こういった独自のゲストロジー、独自の調査を実施すべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高 世 偉）

ただ今の、安部議員の分割質問一点目、「観光振興」についてのご質問にお答えいたします。

一点目の「総合振興計画の評価と現状課題に対する今後の取り組み」についてでございますが、ジオパークの有効活用や島独自の資源を活かした体験型の観光商品づくり、また的確な観光宣伝と情報発信やインバウンド含めた市場ニーズへの対応など、取り組み状況としては、各施策において実践展開してはおりますが、課題が山積しているのではないかと認識しています。

特に本町の喫緊の課題は、インフラの長寿命化とあわせ、事業承継や人手不足による受け入れ体制の再構築であると考えております。今後につきましては、今まで以上に、宿泊キャパ及び人材確保の問題、また施設修繕や整備計画とのバランスなど、幅広く町内全体を点検し、今から将来に向けて、中長期的な目線をもって対応してまいりたいと考えております。

二点目の「隠岐ユネスコ世界ジオパークを活用した観光振興」についてでございますが、もちろん情報発信も大切ですが、たくさんある素材を活かしていくには、まず受入れ体制の充実に努力する必要があると思っております。深く説明のできる案内ガイドやインバウンド対策として外国語ガイド養成講座の実施など、現場戦力を鍛え育成することを行いながら、一方で小中高生徒へのジオ学習の取り組み、また公民館や地区でのジオ学習の実施など自然体で町民の皆さんが観光客に話してあげることができるような意識の醸成、受け入れる雰囲気づくりを高める必要があると認識しています。町民一人ひとりが自分の生活している地域のことだけでも、来訪者に話しをしてあげられるようになることが、本町の魅力を最大限活かすことの近道だと強い信念をもって、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

三点目の「隠岐の島町観光協会との連携」についてでございますが、現在もそれぞれの役割をもちながら、可能な限り情報を共有し、時には協働しながら取り組むようにしているところです。連携することは若手職員の人材育成にもいい影響を及ぼし、結果的に組織強化に

も繋がりますので、今後も積極的に協働できる部分はしていくべきと考えております。

また、現在は商工会に配置しております地域振興推進員とも連携し、会員のお店を訪問して、町の新たな制度を紹介したりするなど、町内の現状把握に努めています。これらの情報を町所管課と共有することによって新たなニーズに対応する施策を検討することにも繋がりますので、今後も、観光協会と商工会との連携も密にしながら、行政との役割分担の中で、効率的に取り組めるよう進めてまいります。

最後に、「観光客への顧客調査」についてでございますが、ニーズ調査、経済動向調査など、お客様の要求や興味に繋がるリアルタイムな情報の把握と分析は、次への展開を考えるうえにおいてとても重要な要素であると認識しています。

現在は、隠岐観光協会を中心に旅行代理店や各航空会社などから寄せられるお客様の声や、隠岐の島町観光協会の窓口で直接伺うお話し、またホテル・旅館が独自に行っているアンケートなどを参考にして状況把握に努めているところでございます。

議員仰せの「ゲストロジーに特化した顧客調査」ということは、以前にもご提案いただいたように記憶しておりますが、残念ながらそういう手法に特化した調査には至っていないのが現状でございます。

現在、これからの観光のあり方について隠岐観光協会を中心に議論がされておりますなかでも、経済指標の目標設定を定めるうえでのデータ不足も課題となっておりますので、隠岐観光協会などと意見交換して、本町にとって有効な手段であれば積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

〇8番（ 安 部 大 助 ）

ただ今、答弁をいただきました。

その中で何点か質問を再度させていただきたいと思います。

まず一点目の「評価と現状課題について、どう取り組むか」について答弁いただきました。その中でインフラ整備の必要性を答弁されたと思います。私も町内を見るとインフラ整備は必要であると正直思っておりますが、やはり観光振興の目的は、先ほども申し上げましたが地域をどう活性化させていくかを考えたときに、インフラ整備とは別に事業としてどういったものをしていくのか、そしてこの10年、観光を基軸の“まちづくり”を進めてきて、先ほど申しました課題が山積している中で、どう評価をされているのかももう少し聞きたいと思います。一点目が評価と地域を活性化させるために、どういう事業展開をしていくのか、町長の考えを再度聞かせてください。

二点目がジオパークについてです。先ほど述べましたように、これも保全・保護、目的は一つありますが、またもう一つ、ジオパークを使って地域を活性化していかななくてはいけない中で、認定されて10年、どう地域が活性化したのか、その客観的な見解、評価をお聞かせ願いたいのと、今後、各種産業に対してどう振興に繋げていくのか。ジオパークをどう事業に繋げていくのか、事業展開について再度お聞きしたいと思います。

三点目は町観光協会、確かに今、行政と連携をしていると思いますが、先ほども述べたように観光協会の強みというのは、行政にない独創的な発想と事業展開だと私は思っております。

その中で、それをする環境づくりをもう少し行政はしっかりするべきかと思っております。今、観光協会、町から補助をし、本当に自主財源というものがなかなか無いのがあると思います。その中で「商工観光課」がもっている事業等を観光協会に委譲したり、あるいは予算の中で観光協会がしっかりと発想、事業を展開できるような予算を取ると、そういうものがあってこそ観光協会の強みが活かせるのかなと思っております。

例えば、三重県の鳥羽市では「地域振興費」ですか、それを商工会にお任せして、そこでしっかりと連携を図ると思いますが、そこからしっかりと事業を提案してもらって地域振興に活かしていくという事例もあります。そういった意味で、もう少し観光協会に予算と権限を増やすべきかなと思いますが、その辺の町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

四点目の顧客調査についてですが、観光客のニーズをどう把握されているのか、その辺が答弁の中になかったので見解をお聞かせ願います。あわせて、ニーズにあわせた事業展開を、こういった事業を今後進めていくのか、見解をお聞かせ願います。

以上、全部で四点あると思います、よろしくお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

第一点目の「地域活性化に対する事業が必要であり、どういう事業展開をしていくか」と言うことでございますが、特に喫緊の課題である「インフラの長寿命化」とあわせてということで、宿泊キャパや人材確保の問題が多分にあると思っております。また宿泊施設の修繕等、たいへん大きな問題があると思っております。

この点について、特に来年度の新年度予算のほうに大胆な予算配分を計画し、議員の皆様方をお願いをしながら積極的にやっっていこうと思っております。

二つ目の「ジオパークを利用したの活性化」ですが、残念ながら産業振興に繋がる事業展開には至っておりません。また、今も厳しい状況にあると思っております。まだまだこのジ

オを産業振興、あるいは町民の生活の中に、先ほど申し上げました一人ひとりが地域を紹介できる状態になっているかと言うと、なっていない。

まだまだジオと町民の皆さんを繋げる活動をPR、あるいは啓蒙普及をもう少し、遅いですがやっていかないと観光客の皆さんに満足してもらえのご案内、ジオを活用した観光振興はできないと思っております。最終的には、議員仰せのとおり産業振興にどう繋げていくか、観光も産業ですから、大きな課題として残っていることは特に認識はしております。

三点目の「観光協会について」ですが、自主財源の確保については議員仰せのとおり、積極的に観光協会として展開していただきたいと思っておりますが、なかなかまだその体力がついてないのも現状です。ここ2年観光協会の若手職員と意見交換する中で、新たな事業についても提案するように連携を密にしているところですが、観光協会が常に矢表^{やおもて}に立って観光協会が悪いからと表現をされる方が多いわけですが、私自身は観光協会自体、商工会の会員であると強く思っております。もう少し商工会と連携をして「観光」というものを進めていかなければ観光協会だけではやっていけない、という風に理解しております。

先ほど申し上げました、ひとつの方法として、商工会に「地域振興推進員」を配置したのも我が町の提案によってさせていただいております。こういった点で、私は商工会の役割はもっと大きなものであると、観光振興には大きいという風に思いながら事業を進めているところです。

四つ目の「どういった状況で把握しているか」ということですが、先ほど申し上げましたように旅行代理店や航空会社からのお客様からの声や観光協会の窓口で直接お話を伺う。また、観光協会と商工会に配置した地域振興推進員と一緒に各施設を訪問しながら「聞き取り調査」も行なっております。残念ながら、議員の実施すべきと言われる「ゲストロジー」に特化したことはできてないという風に思っております。

今後についてですが、現在、隠岐観光協会では観光のあり方について「あり方検討委員会」というのも設置して、今後の全隠岐という部分での振興、あり方を検討しておりますが、もう少し詳細な調査を行うこととなっておりますので、その調査を待って進めていきたいと思っております。

〇8番（ 安 部 大 助 ）

再質問の答弁をいただきました。もう少し何点かお聞きしたいと思います。

まず一点目の、今後の観光振興事業についてであります。観光宿泊施設等の整備計画があると、重点課題であるということですがハード面は私も理解しております。反対にソフト

面こういった事業を、今までの課題が山積する中で進めていくのか、その辺の町長の思いを。

もう一点、観光協会に関して私自身も町長と一緒に、観光協会が悪いからではなくて観光協会の強みを活かしていくことが観光振興の要でもあるかと思っております。その中で今の状態、観光協会の強みが発揮されているのかどうか、私は少し弱いかなと思っております。その辺の観光協会の強みがどう活かされているのか、発揮されているのか、その辺の町長の見解と、強みを活かすために町として何をするべきなのか、あれば町長の考えをもう少し聞かせていただきたいと思います。

最後にもう一点、顧客調査の件ですが、町として観光客の皆さんがこういった期待をもって隠岐に来ているのか、そのニーズ把握、それをどう捉えているのか。町としても今の段階でもきっと持っていると思います。その辺のニーズをどう把握されているのか聞かせていただきたいと思います。ちなみに、ニーズに関しては隠岐島観光協会が毎年、観光客に対して「アンケート」を取っております。5,350人ぐらいの人から取っておりまして、複数ですが「何を求めて隠岐に来ているか」という問いに3年連続1位が「景勝地巡り」です。2位が「自然散策」、3位「食べ物」となっております。観光の方では「体験」という事業も増えているとは思いますが、これも私は必要だと思っております。しかし、各種体験に対するニーズというのはアンケートでは本当に少ない。全国的に「体験」という事業は増えてますが、隠岐独自ではどうなのか、その辺のニーズ把握を町としてどうされているのかお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

再々質問にお答えをいたします。

総合振興計画の評価の中で、今後のソフト面の評価はどうかという点でございますが、現在観光商品の開発の中で「自然・歴史・文化・伝統・ひと」を活かした観光商品づくりを促進するという目標をもって取り組んでいます。一例としては民間の皆さんが頑張って、名前をあげていいのかわかりませんが「月あかりカフェ」もそうですね、自分自身で一生懸命企画をやられている。そういった所に我々も支援をしたり、お話を伺いながら今後の観光についても参考にさせていただいておりますし、都万が行っておりますこれも体験になりますが、「突き牛と散歩」する企画商品も提案して実施しているように、先ほど言った「自然・歴史・文化・伝統・ひと」の観光商品づくりに取り組んでおります。

今後、先ほど議員がおっしゃられたように、食の魅力に磨きをかけなければならないということもやっていきたいと思っております。今後も個人客が安定的に地場産品を食べられる

ような、今後もまた質問もございますが、そういった地場商品の提供をどう活かしていくかというようなソフト事業に取り組んでいきたいと思っております。

二つ目の観光協会の現状をどう考えるかということですが、観光牛突きの実施、あるいはサイクリングの貸出し等、以前よりサイクリングについても全島的にやって行こうかという検討もしながら、今、取り組んでいます。少しずつ独自のことを自分たちの自力、自主財源として取り組んでいるところですが、残念ながら議員が思っておられるように独創的、あるいは独自のことが発揮されているかと言うと、ほとんどまだまだそこには至っていないという風に私は見えています。

それには何が必要かということになりますが、そこはやはり町、観光部門も一緒ですが「人材」という面で、今後も積極的に観光協会職員と交流を図りながら、あらゆる面でもう少し職員を現場に引き出して、お互いが切磋琢磨しながら「観光」というものについて検討していければという風に思っております。

三つ目の調査のニーズについてでございますが、ちょっと詳しいこととなりますので、商工観光課長のほうからお答えをさせていただきます。

○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）

所管課からお答えをさせていただきます。

町長の先ほどの答弁の中にもございましたが、隠岐観光協会を中心に今後のあり方を検討しようということ、島前・島後それぞれの自治体の担当課長、それぞれの観光協会のメンバー等など島根県も含めて、今、行っている中で、確かにニーズの把握、調査のあり方がテーマにもなっております。色々それぞれの各事業所等で行ってはおりますが、それがデータ集計に留まっていて共有、もしくは活用にもうまく展開できていないんじゃないかと反省をしております。

今後のあり方として、広域で実施したデータをそれぞれの各町村、観光協会一緒になって共有して活用していくことが、今まで少し欠けていたのではという反省に至って、まだ固まってはおりませんが中間的なまだ作業の段階ですが、そういう方向性を、今、見出しております。その中で、マーケティングの充実ということを考える中でマーケティングの体制のあり方、もしくは新たな手法の導入、こういったことが必要ではないかということもテーマにあげられております。具体的にはこれからの作業となりますが、そういった中で今、議員ご提案の手法も提案してみて、議論のテーマにしていったらどうかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（ 安 部 大 助 ）

はい、理解しました。

やはり観光振興の目的は、地域を活性化させる、潤ってもら、そういった目的の視点にたって今後、事業を展開すべきかなと思っております。

次に、分割質問二番目の「避難道の整備」についてであります。

近年、異常気象や地殻変動により、全国各地で大災害が発生しております。私も含め多くの方々が自分のところは安心できないと、いつ来るか、いつ起きるか、本当に不安を強く感じると思います。

本町の「ハザードマップ」を見ますと、土砂災害や浸水被害などの危険性が高い地域が多くありました。また、東日本大震災以降、津波対策にも力をいれている本町ですが、海拔0mに近い地区が多いことや子どもや高齢者、障がいを持った方々等、避難時に補助を必要とする方々がおられる保育所や福祉施設が点在していますことから、津波対策には多くの課題があるように感じます。

そこでまずは、避難困難者が居る保育所や福祉施設で、避難道の整備等されていないところがあれば早急に整備し、海拔の低い地区に関しましてはソフト面、ハード面についてもしっかりと協議を進めていくべきと思います。

そこで、町長にお伺いしたいのが、避難道整備の現状についてどのように把握されているのか、今後どのように取り組んでいくのか、また保育所、高齢者施設で避難道が整備されていない所があれば早急に整備すべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、安部議員の分割質問二点目、「避難道整備」についてのご質問にお答えします。

東日本大震災における津波被害や先の台風19号における浸水被害等において多数の犠牲者を出したことは記憶に新しいところでございます。

本町におきましても、災害時に犠牲者を出すことのないよう災害に強いまちづくりを推進しなければなりません。

議員ご質問の避難道についてであります。津波の場合は一刻も早く海岸から遠く高い場所へ避難することが重要であります。現在、本町の沿岸部において安全な場所への避難道は、ほぼ整備されていると認識しております。

しかしながら、その避難道において未舗装路や、急勾配等、小さいお子さんや高齢者の方にとって移動することが困難な避難道があることも承知しております。

町といたしましては、早急に調査を行い、安全な避難道の整備に努めてまいります。また、日ごろから防災訓練に参加し「自分の命は自分で守る」という意識の向上を図るため、自主防災組織の組織化もあわせて推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（ 安 部 大 助 ）

避難道について答弁いただきましたが、質問を再度させていただきたいと思います。

答弁の中で、未舗装、急勾配があるという所を認識されているとおっしゃっていましたが、実は去年、私なりに保育所、高齢者施設の避難道について調査をさせていただきました。その中で、私が個人的に心配しているのが港町の高齢者福祉施設、そして東郷にあります保育所と福祉施設。特にこの東郷にある施設に関しては、10mまで上がるためには100m以上逃げないといけない。そしてさらに、町長の答弁でもありましたように未舗装、急勾配、まだ整備されていない状況だったと私は思います。

去年の確か10月頃にその必要性について、町のほうに提言をさせていただいたのですが、解決策というか事業のほうも何もされてない状況でございます。また、港町に関しても話を聞きますと近くに民間のホテルがあつたり、あるいは合庁、そして神社の上の避難道と。神社の上の避難道に関しては車椅子とかできないですが、そういった対策が取られているとお聞きしました。

やはり、隠岐の島町内の保育所等を見ると、どこも近くに学校があつたり、50m以内に避難道があり高台に上がれるという所が多いですが、東郷に関してはまだ整備がされていない。これは担当課と言うよりも、町としてその辺の姿勢。本来でしたらそこは町道も農道もあるので、「建設課」あるいは「農林水産課」が担当すると思いますし、そこに「防災係」も入ると思います。そういった町としての横のつながりをもう少し行って、1年経ってもその辺が出てないという。その辺は町として防災の意識というのもありますので、その辺の見解を。早急に調査を行うということではありますが、これは命に係わる大切なことです。当初予算で無理だったら補正でもあげて、早急に行うべきとは思いますが、時期的な考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

避難道の未舗装、あるいはいまだ避難道の整備がされていない地区があるのではないかと、この点をどう考えるかというご質問です。

特に、東郷地区に特化しての話でございます。昨年、議員からお話しをいただきました。

そのとき、町として避難道の整備はしないというお答えはしたことはないと思っております。ただ、ご提言いただいた経路がそれでいいのか、もう一点は東郷の「農村公園」が避難場所でもいいのか、こういった面をもう少し検討しなければならないというお答えをしたと思っております。残念ながら、いつも言われるスピード感がないという話しになれば「そうですね。」と言うのですが、もうひとつに福祉施設が本当にどういったことを考えておられるのか、どこが本当にいいのか。こういった点をもう少し、今日この場に担当おりますし、きちんと話をしてできることをしていきたいという風に考えております。

○8番（ 安 部 大 助 ）

やはり、命に係わることで、その辺は早急にしっかりやるべきかなと思っております。その早急というのが、どの辺の時期を考えているのか、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

どの時期を想定しての回答かということですが、早急に調査を行なって施設の皆さんとの話がまとまり次第、ということにさせていただきたいと思います。

○8番（ 安 部 大 助 ）

終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

次に、12 番：高宮 陽一 議員

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

それでは、すでに通告しております「防災・減災対策」について質問したいと思います。

先ほども、同僚議員が災害時における避難道路の確保について質問があったように、昨年から今年にかけて発生した自然災害の恐ろしさや、復旧・復興までの困難さが身に染みた1年だったのではないのでしょうか。近年の気象現象は地球温暖化の影響だとも言われておりますが、一度、災害が発生すれば、一瞬にして無に帰すという教訓でもあり、被災地ではいまだに避難所生活をしている方々も多数おられます。

このような状況の中で、国においては大きな災害が連続して発生したことによって、自然災害への事前の備え、国民の生命・財産を守るための防災・減災対策、国土強靱化^{きょうじんか}の重要性が一層認識をされ、近年、災害が激甚化する中で災害被害を軽減化するためには、行政による「公助」はもとより、国民一人ひとりが自ら取り組む「自助」、そして、地域・企業・ボラン

ティアなどが互いに助け合う「共助」を組み合わせることが重要であると言われておりますが、自助・共助と言っても限界があると思います。

地方自治の原点は、その地域に暮らす住民の生命と健康・財産を守ることが第一でありまして、暴風や大雨に対応するための対策、つまり自治体が行うべき「公助」が、それが防災・減災対策であると思います。

本町における防災対策については、町長が本年の「施政方針」でも述べられているように、危機管理体制の充実強化を図るために、情報伝達手段である防災行政無線のデジタル化を推進し、インフラ整備面では、災害時における避難道路整備、上下水道の整備などに取り組み、安全・安心で快適なまちづくりに努力しているところであります。また、地震や風水害などの自然災害発生時の対応等については、「隠岐の島町防災マニュアル」を発行し、自治会・町内会や地域のグループなどのネットワークを生かして自主防災組織の結成など、災害を最小限にとどめられるような行動を呼び掛けていますが、防災意識の共有という面では、なかなか難しい課題であり、各地域においても少子高齢化により自主防災組織の組織化が進まないのが現状であります。

「災害」と言うと、どうしても災害が発生後、被害を最小限にとどめるための避難行動などを考えがちですが、近年の自然災害は想定外というような大規模な災害が発生しており、避難場所に避難してもさらに避難場所を変更するということが出ております、本当に安全なのか、災害時の避難計画の見直しをしている自治体もあるようで、本町も見直しが必要と思われまます。

先ほども申し上げたように、防災・減災対策としては道路整備、上下水道の整備などに取り組んでいるところでありますが、近年は電化生活も普及してきており、千葉県における災害の教訓としては、まずはライフラインを確保することであり、その1つである「電力の確保」について質問させていただきます。

鉄塔や電柱が倒れたとき、停電が発生したということであれば、どうしようもありませんが、私は今回写真を添付しました、この写真のように電柱・電線・電話線のほとんどが道路沿いに整備されており、その周りには木々が生い茂り、今にも電線・電話線を切断されそうな個所が多々見られます。

これらの維持管理につきましては、当然、関係機関が行っているところでありますが、電線・電話線が切断されないためには、その要因でもある道路沿いの立木を伐採しておくことが必要であり、このことが防災・減災対策であると思います。

今日からでも、明日からでもできるような簡単な質問ではありますが、道路沿いの土地所有者・関係機関と協議し、全町的な調査を行い、立木を伐採しておくことが重要と考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。また、調査や伐採のための予算も増額すべきと思いますが、あわせて町長の考えを伺います。

自然災害に強く、安全・安心で快適なまちづくりを目指している池田町長の積極的な答弁を期待したいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、高宮議員の「防災・減災対策」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、ライフラインの一つでもあります電線・電話線はそのほとんどが道路沿いを走っており、場所によっては、電柱・電線付近に生い茂る立木を目にすることがあります。

先の台風15号により千葉県で発生いたしました大規模停電はその立木による倒木が原因の一つとも聞いております。

現在、町が管理しております1級及び2級町道は、59路線で総延長87kmにもおよぶことから、住民の皆様からの情報提供とともに台風及び暴風警報後のパトロールにより倒木等の管理・調査を行っているところでございます。

今後の電柱・電線の調査につきましては、年3回実施しております道路パトロールの際に、立木の状況につきましてもパトロールの対象とし、影響があると思われる立木につきましては、関係機関と対応してまいりたいと考えております。

なお、現在の管理状況につきましては、影響があると思われる立木は、電柱・電線への安全を確認後に本町の環境整備員により伐採を実施しております。

大木や高所での作業が伴う場合には、業者へ依頼し作業を行っており、今後も防災・減災に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

どうも私の質問の仕方が悪かったかも知れませんが、始めに議長の方から「単なる事務の説明を求めるな」と言うことですが、先ほど町長からの答弁は単なる業務の説明であって、防災に対する町長の意気込みが全然伝わってこない、こういう答弁のように思えてなりません。

私が言いたいのは、パトロールのついでに云々ということではなしに、しっかりと事前調査をする。写真で添付しているように、もうすでに電線の周りにはあるのは見てわかることで

す。私が言いたいのは道路の脇に、最近で言いますと杉の木が大きくなっております。災害の時にこれが倒れれば電線が切断されるのではないかと、そういう恐れがあるからせめて道路際の大きい木々は調査をして。これは勿論、所有者がいるわけですので、それを調査して計画的に実施したらどうかという、こういう考え方です。

そこのところ町長、今一つまだ理解されていないようでありますし、それから調査についてもパトロールだけでなしに、やはり関係者、土地所有者も含めて調査をすべきだと。予算措置の答弁がありませんでしたので、その分についても町長の考えをお伺いしたいと思えます。

○番外（町長 池田 高世偉）

政策的にどう考えているのか、調査を実施すべきでないかという再質問だと思います。

議員のおっしゃる防災・減災に対する考え方、もう少し熱くという思い十分伝わっておりますし、議員の考え方も十分以上に理解しております。

先ほど申し上げましたが、現段階でそれだけについての調査を今まで行っていなかった、この点について大変反省しておりますし、今後はパトロールの対象としてでも調査をして行こうという思いがあります。そのうえに、議員がおっしゃりたいのはパトロール以外に、きちんと一回は調査をすべきだと、お金が掛かっても「やりなさい。」というご指摘だと思います。「考える」というのもおかしいですが、「やらなくてはいけない」ということは理解しておりますが、予算措置がある程度「建設課」でされておりますから、パトロール時に発見した物は伐採しております。

当面はまず、予算措置の範囲で実施をしていくところでございます。調査について再度できるように考えていきたいと思えます。

○12番（高宮 陽一）

道路のパトロールのついでに見たって、なかなか道路の状況を見るのであって周りを見る余裕なんてないですよ。そうやったら交通事故起こりますよ、ねえ町長。

道路は本当に整備されてよい道路はできますが、どうも道路の脇の立木が大変大きくなって、ちょっと極端な言い方をすればトンネルのような状況になっていると、こういうことです。そこらの部分を土地管理者の方と協議をして、道路から1、2mか3mになるかわかりませんが、そういうのを計画的に伐採しておけば道路の環境もよくなってくる、こういうことではないかという風に思います。桜並木のトンネルはよいですが、雑木の生えたトンネルはあまり環境もよろしくないという風に思いますので、そこら辺りをパトロールだけなしに、し

っかりと調査をして、伐採の予算が無かったら計画的にやればいいいわけですよ。

事前に伐っておくことが防災対策だと考えますので、今ひとつ、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

先ほどの「調査についてすこし」という言い方は、曖昧でまずい表現だったと思っておりませんが、そこには一つの思いがあって、調査をするということはすべてについて完全に実施、調査＝実施という考え方をもっております。その点について、少し財政的な面も検討しながらやらなければいけないということで、すこしまずい表現だったかと思います。調査をする必要があります、今後、計画的に実施をしていくうえで調査のほうをもうすこし検討させていただきたいと思います。

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

調査をしても、ここは2、3年大丈夫だろうという所もあるわけですから、緊急な所から実施をして行けばいいと私もこのように考えていますので、是非、調査をして住民の安心・安全を守るために。

特にライフラインというのは、水と電気があれば何とか当面は生活できるというようなこともありますから、調査をしながら、財政と協議をしながら取り組みをしていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、高宮 陽一議員の一般質問を終わります。

ただ今から、10時50分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時36分 ）

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時50分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、16番：福田 晃 議員

○16番（ 福 田 晃 ）

私は、「島前各港と最短距離の都万漁港チャーター船着発岸壁の早急な整備」について町長に伺います。

隠岐の島町の玄関西郷港のフェリー、レインボーの発着場でもある岸壁の整備は着々と進み本年度で完成予定とのこと、大勢の観光客等を迎えるにふさわしい港となり大変喜ばしいことと思います。

さて、それに比べて島前港の最短距離にあり、チャーター船の着発場として利用頻度の高い都万漁港岸壁の劣化が著しいことを踏まえ、安全確保を主に改修について町長に質問いたします。

この岸壁は昭和40年頃までは、沖停泊の「隠岐丸」「おきじ丸」への手漕ぎ船の小型船発着場として利用されたり、材木船の停泊場として、また西回りの西郷発鮎木、津戸、那久、油井の一日一往復「定期船」の寄港場として利用されていました。その後棧橋を延長し貨物船となった「第五隠岐丸」や隠岐島町村組合の「しげさ丸」の寄港地として利用されていたが、現在は小型漁船の係船もあるが、チャーター船の着発場としての利用が重要な役割を果たしているのが現状です。

利用用途は観光客の移動、これは大・小団体、仕事、私用等の利用、各種イベント参加、島前から人が、島前の利用が多いと思います。それから島前からの隠岐病院への患者移送等と多岐にわたっているが、長期間放置され点検・補修工事がされていない。防舷材のラバーは捲れたり、飛んで無くなっているし、ビットは古く錆で頭部の消失したの也有ります。

また、外灯は先端に海に向けて一つと、入口の突頭のモニュメントの側に一つの計2か所の設置で、約100mの突堤間に一灯も無く夜間の移動には危険や不便をかけているのが現状です。

そこで町長に、安全性と利便性を踏まえたチャーター船着発棧橋の改修を提言し、答弁を求めます。

まず1、この棧橋は幅が狭く細長い構造であり、せめて、救急車やタクシーが先端で方向転換ができる程度の先端部拡幅を。2、中間に安全性を確保する外灯設置を。3、早急に着岸施設の復旧を。

最後に、島前と唯一といってもいいチャーター船の玄関口である都万漁港に対し改修・整備を含め、今後どうあるべきと思っているか、町長の考えを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、福田議員の「チャーター船着発岸壁の整備」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、都万漁港の釜屋突堤及び釜屋岸壁につきましては、島前からの最短距離にある地理上の理由により現在でも観光客や隠岐島民の移動、島前から隠岐病院、本土へ

の患者移送等、多岐にわたりチャーター便による移動時に年間を通して利用されていることは承知しております。

また、ご指摘のとおり、チャーター船が着発する先端部の釜屋岸壁は、昭和 40 年度に漁港局部改良事業により整備したもので、老朽化が進み係船柱の破損や防舷材の剥離等が散見される状況にあります。

ご提言の 3 項目の改修についてであります。2 の中間部への外灯設置及び 3 の着岸施設の復旧については、国庫補助である漁港機能増進事業や起債事業の漁港安全施設整備事業の活用を国や県・財政部局等と協議を進めてまいります。

1 の先端部分の拡張につきましては、漁港整備計画変更の手続きや多額の事業費を伴うこと、チャーター船の着発のための改修ということになれば、漁港整備では理由づけが難しいのではないかとと思われること、費用負担の整理など解決しなければならない課題も多く、国・県・町村会等、関係機関と協議してまいります。

最後に島前・島後間チャーター船の玄関口である都万漁港について、改修・整備を含めた今後のあり方についてであります。隠岐汽船以外の旅客航路整備が困難な状況下において、現在のチャーター船による移動手段の確保は重要であり、都万漁港を着発地点とすることは、地理的要因からも最適であると考えますが、チャーター船着発に特化した抜本的、包括的な整備につきましては、事業の優先順位や費用対効果、費用負担のあり方など町として総合的に判断する必要があると考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

時間がありますので、ゆっくり聞きたいと思います。

まず、2、3 のことについてですが、起債事業や漁港安全施設整備事業の活用とか国、県、財政部局と協議し検討してまいりますと、ただ検討ですか、前向きに、これ現状みたらやらざるを得ないと思っておりますが、検討しますと言って、やるのか、やらないのか全然わからん。もう少ししっかりとした答弁をお願いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

3 について検討とは、どういったことかというご質問ですが、3 については、実施の方向で協議をしてまいります。

○16番（ 福 田 晃 ）

続いて 1 ですが、なかなか漁港整備計画の変更手続きは多額の事業費を伴う、漁港整備計画の変更というのは、都万村の頃の、第 9 次の計画では漁協合併もありまして、その港を

よくするという事で、沖の防波堤も延ばすというような計画でしたが、漁協組合が奥津戸のほうに移動になりこの計画がキャンセルになったのですが、多額の費用が掛かるということですが、概算でもいいから、どのくらい予算が掛かるからということですか。それは検討されたでしょうか。ただ多額というもわつとした計算ですか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

申し訳ありません、概算事業費をもって多額という検討はしておりません。今の先端部を拡張するということは、今まで以上に事業費が増大するという意味での多額ということで、具体的な数字での検討はしておりません。

○16番（ 福 田 晃 ）

先日、チャーター船が島前から3隻来て、そして一畑の観光バスが2台、タクシー会社の大型バスが1台来ておりました。なかなかここに船を着けにくい状況でした、ここでは事故がなかったですが、漁協の荷捌き場の所に着けた船で降りられた観光客が、ケガをされて救急車で運ばれたこともあります。

折角、隠岐に来てそういうことがあってはならないと思っております。向こうの荷捌き場のほうでもいいじゃないかと思われる方もおられるかも知れませんが、私も原因はわかりませんが予測するところ、今の言ってる場所は台風が来る前になったら東風がきついですから、そのときには外側に着ける。西風がきついときには内側に着けるというようなこともあってかも知れませんが、とにかくチャーター船はほとんどここに着けております。

先端部の、せめてぐるっと回るんじゃないなくても切って回るぐらいな所はね・・・今日、安部議員入れて4名の議員が「観光」について一般質問をされるようですが、チャーター船、島前・島後を回る定期船というのは、我々都万村の頃に2年間夏頃にやって、コンサルにかけたのですが、なかなか定期船というのは金が掛かる。動かしてみても金が掛かって、合併してから隠岐の島町になれば考えることができるかも知れませんが、その時、都万村では諦めていました。

チャーター船の着発場としては、もう少し金がどうかじゃなしに、町長もう少し真剣にあの場所を広めて、全部下からでなくても上の車が回るぐらいとか色々方法論はあると思います。それから先端部がちょっと沈みかかってもきております。大型バスじゃなくてもタクシーや救急車等が回せるぐらいな工事を、検討するじゃなく、前向きにやるような考え方はないでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

前向きな検討ということでございますが、おっしゃるように私自身も現在の港がチャーター船の着発に重要ということは十分認識しております。再三、議員が説明されたように、唯一と言っていいくらい、本町のチャーター船の港となっておりますのでその点は同様だと思っておりますが、最初に申し上げましたように、チャーター船の着発のために特化した改修ということは漁港である以上、理由づけが大変難しいということが一番のネックになっております。

そういったことも含めて、なら漁港整備でない方法はと言われてもまだ検討はしてはおりませんが、そういった難しい面も含めて、費用負担や費用対効果を町として総合的に判断していきたいという風に考えていきたいということであります。

○16番（ 福 田 晃 ）

大体、町長の考え方はわかりました。整備ができないとか、どうか言われますけども数年前に常陸宮殿下ご夫妻が来られたときには、あの場所を大幅に整備して相当お金を掛けてやったこともありますし、ここで言ってもですが、そういうことも踏まえながら、折角来られた観光客とかチャーター船で島前へ行ったり等、利用できるような防波堤に整備すべきだと思いますので検討してください。終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、福田 晃議員の質問を終わります。

次に、15番：池田 信博 議員

○15番（ 池 田 信 博 ）

それでは、一般質問をしたいと思います。

平成28年6月の一般質問で、玄関口のショッピングセンター跡地についての考え方を伺いました。前町長は旧市街地については日常の買い物ゾーンとしての位置づけではないと考え方を示されました。その後、島外の事業者が下西地区の店舗と同様の店舗を跡地に建設され現在に至っています。

私は、“まちづくり”はランドデザインを作成して取り組まなくてはならないと申し上げました。その時の答弁は、合併した直後に234㎢の隠岐の島町がどのようなエリアゾーン分けにすべきかというものは作成したが、具体的に旧西郷町の“まち”のランドデザインは作成していない、「大規模事業課」を作ったので西郷港湾整備に併せて隣接する旧市街地の「再整備計画」は当然考えていかななくてはならない。町長が変わっても当然あるべきものだと思っていると考え方を述べられ、「大規模事業課」で対応させると答弁しています。

質問した時からすでに3年が経過していますが、グランドデザインはどのようになっているのでしょうか。遅すぎると言わざるを得ません。当時と組織体制も変わりました。どこの部署が責任を持って作成するのか。現在、「建設課」で取り組みをしているようですが一日でも早く全体構想計画を明らかにして住民に示すべきだと考えます。

2年前には西郷港周辺のグランドデザインについては、島の玄関口であり、ジオパーク拠点施設を観光の出発点とし、観光を軸に飲食、宿泊のまちとして整備を考えている。グランドデザインを31年度中に作成し、32年度からは事業開始できるよう計画しており、しっかりとスケジュール管理をしていくと明確に答弁されています。スケジュール管理はどうなっているのでしょうか。できていないじゃないですか。

町政運営の責任者が“まちづくり”に思いがなくなつたと考えたくもありません。グランドデザイン作成の進捗状況と今後の取り組みを具体的に示し、全体構想を明らかにすべきと考えますがいかがですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、池田信博議員の分割質問一点目、「中心市街地のグランドデザイン作成」についてのご質問にお答えします。

中心市街地の活性化につきましては、現行の「総合振興計画」や「総合戦略」にて観光・交通・交流・情報の中心となる玄関口にふさわしい魅力ある空間づくりとして計画しております。

今年度は、西郷玄関口まちづくり計画を進めており、ターミナルエリア整備に必要な機能、それぞれのまちをつなぐ“道づくり”、住環境の対策等具体的な計画を策定いたします。

ご質問にある西郷港に隣接する旧市街地の再生整備計画につきましては、今年度の玄関口まちづくり計画をもとに令和3年にかけてターミナルエリアを含めた「都市再生整備計画」を策定し、令和4年度から事業実施を予定しております。

ご承知のとおり都市再生整備などの“まちづくり”は、さまざまな行政施策や民間活動と調整しながら進めていかなければなりません。このため現在、「建設課」を事務局として西郷玄関口まちづくりワーキングを発足し、町、県の関係部局と連携しながら進めております。

西郷玄関口の賑わいは、道や施設の整備だけ行っても、そこに集う人がいなくては生まれません。また、さまざまな世代の人々が“まちづくり”に関わることで、まちの賑わいを将来に繋いでいくと考えております。今後とも町民の皆様には、きめ細かい情報発信に努めていくとともに早期に玄関口の将来の姿をお示しできるような全力で取り組んでまいります。

で、ご理解いただきますようお願いいたします。

○15番（池田信博）

再質問をしたいと思います。

町長は2年前に先ほども申しましたように、ジオパークの拠点施設を観光の出発点とし、観光を軸に“飲食、宿泊のまち”として整備を考えている。グランドデザインを31年度中に作成し、32年度から事業開始できるようにすると、もうすでに、そこで大きい観光の軸として“飲食、宿泊のまち”として、この部分について考えているとおっしゃってました。それで32年度からは実施できるように、タイムスケジュールを管理してやるんだと明確に述べられています。このことについて、もう少し掘り下げて答弁をいただきたいと思います。

そして今、「建設課」で作成して作業を進めているということでございますが、このやり方が決して悪いとは申し上げておりませんが、私が言っている、あの時に申し上げた中心市街地のグランドデザインというのは、全体を上から見てしっかりゾーンも含めて、ここにこういう物を持って来て、道路はこのようにするんだということも含めてしっかり示して、やっぱり整備はすべきなんだということを常々申し上げてきております。

立派な計画できております。今ここに持っております「建設課」が作ったタイムスケジュールはできておりますけど、これだけでは説明が説明にならないと思うのですよ。これはこれでやりながら、全体の構想を明らかにすべきだと、玄関口から少なくとも中町、西町、港町周辺あたりまでは中心新市街地の計画をもう少し掘り下げて明らかにしていただきたいというのと、もうすでに1年、2年遅れているわけなんです、この整備計画を前倒ししてでもやるようにもっともっと人員もその部署にあててやらなければ、「大規模事業課」でやると言って「大規模事業課」は庁舎整備に特化した。今は「建設課」で対応していると。先ほどは事務局というおっしゃり方もしておりましたけどね。もう人員を割いてでも私は整備すべきだと思いますので、再度、お伺いしたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

グランドデザインを早急に、グランドデザインとして示すべきだというご質問だと思います。次の話も入るのですが、当初計画にスケジュール管理、ご指摘のとおり遅れております。令和3年度「都市再生整備計画」としてグランドデザイン、こういう配置があるというのを示すべく今、取り組んでおります。

遅れた理由としては、申し上げましたがさまざまな世代の人が、“まちづくり”に係わるということを基本に「まちづくり談義」というものをしてきました。これが2年掛かりまし

た。この点、町民の皆さん、各方面の方々、中高生も含めて“まちづくり”に対する意見は聞いてきたところでございます。遅れているということについては、お詫びを申し上げるところだと思います。

そして、従来から言っておりますあの「エリア」を“宿泊、飲食のまち”としてのコンセプトは変わってません。それを中心にエリア設定をしていきたいという風に考えております。

そして1、2年遅れていて、人員を増やしてでも加速すべきだと言うことですが、新年度に向かってその方向で検討でなく、考えております。

○15番（池田 信 博）

今遅れているが、スケジュールは新年度に向かって人員配置も考えながらしっかりやると言う、明確な答弁をいただきました。

それで、“まち歩き”をして住民の考え方やさまざまな意見を吸い上げながら、それを計画に活かしていく考え方には、そういう風にすべきだと思いますが、それも含めて隠岐の島町はどのような“まち”にしたいんだという基本のコンセプトをしっかりと持ちながら部分、部分に取り入れていくべきだと私は思いますよ。“まち”はそういう風にしてつくるべきだと。みんなの考え方だけで“まち”つくったって魂がどこに入っているかわからないような“まち”になってしまう可能性だってあるわけですよ。

町長は町政運営の責任者であるわけですから、「自分はこういう“まち”にしたいんだ」ということを柱にして、そこに皆さんの意見を取り入れながら、素晴らしい“まち”にすべきだと、そういう計画にすべきだという風に思いますので、再度、その部分についてお答え願いますようにお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

3年前町長に就任させていただいた時に、この西郷玄関口については将来的にビジョンを持って整備をするということ一つの公約でもありました、申し上げてきました。まったく、考えは変わっておりません。先ほど申し上げましたように、あのエリアは玄関口であって交通ターミナル、宿泊、飲食のゾーンであるというコンセプトの中で“まちづくり”を。「西郷の港を中心とする市街地については考えてください」ということを申し上げた中で、皆さん方のご意見を伺ってます。そして、そこから続くエリアとして“まち歩き”で西町通りを歩いてかっぱ公園、最終的には城山までという風な“まち歩き”のことも含めて、皆さんに提案して、その中で新たな意見も含めてやっと“まちづくり”の計画ができていくという風に思っております。考え方としては、まったく変わっていないという風に思っ

ておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○15番（池田信博）

考え方変わってなくて、しっかり町長の考え方を示しながらその中にご意見を取り入れてやっていくんだというお話しですし、それと担当課の人員も増やしてやるということでございますので、この後、また次は担当課が変わるということには恐らくならないと思いますので…変わりますの？まだこれから考えて、その分はまたしっかり教えてください。

人員は増やすと言ってますので、担当する課長は本当に力強いと思いますので期待して、今回はスケジュールはしっかり管理できるようになると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、「観光産業の振興」について伺います。

観光振興なくして町の活性化は図れないと観光に関わる方たちはじめ、多くの皆さんも共通した考え方のもと、観光産業の振興と町の活性化に取り組んでいるところであります。

何をしなければならないのか、関係者が必死になって努力をしている場面を見聞きすると、行政にもっとできることがあるのではないかと、関係者と一緒に何をすべきかを考え、観光産業の振興を図り、町の活性化が実現できるようあらゆる取り組みについて議論をし、試みるべきだと思います。

隠岐4町村の観光振興に絡み、近海で獲れる魚の多くが本土で水揚げされる現状について、農林水産部長が県議会で隠岐の漁港で水揚げし、地元で提供できないか具体策を探る考えを示したと報道にありました。

隠岐で水揚げされる新鮮な魚介類を求める観光客のニーズに応えられないとの指摘に答えたいものです。このことについては、商工、漁業、流通、行政の関係者らで組織する「検討会」を立ち上げ課題解決に向け協議を進めていると聞いています。

県の担当者は、必ず島内流通システムを構築するという強い信念をもって現在取り組んでいます。私も直^{じか}に話を聞きました。「自分がやらなくて、誰がやる」という意気込みを感じ頼もしく期待をしているところです。

11月15日の「検討会」が開催された時に、隠岐の島町の所管課は一人も出席してなかった状況だったそうです。観光産業に携わる関係者の皆さんと、地元隠岐の島町が連携していち早く必要な対応策を構築するように行動すべきだと考えます。

隠岐の島町は傍観者とは言いませんが、やる気が見えません、県の受け止め方も同様ではないかと思っています。年間12万人が訪れる隠岐の島町で、宿泊施設の受け入れ能力が先細

っている。経営者の高齢化と施設の老朽化が一気に押し寄せたため、3分の1に近い将来、廃業する可能性がある」と報道にありました。

観光業が主力産業の隠岐の島町で受け入れ態勢を万全にしないことには、観光産業の衰退は避けられません。来年度からは新たに成立した「地域維持特措法」は人口減少が激しい離島、中山間地域での地域社会維持に欠かせない人材確保に大いに役立つ内容のものとなることが期待されます。

次の二点について伺います。

一つ、隠岐の島町が関係者とともに、課題解決に向けて取り組む「検討会」を主導するくらいの気持ちで島内流通システムの構築に向けた取り組みについて。

二つ、受け入れ態勢の構築についての議論を早急に始め、体制整備に対する支援策も含めた協議について。この二点についてお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、池田信博議員の分割質問二点目、「観光産業の振興」についてのご質問にお答えします。

一点目の「島内流通システムの構築に向けた取り組み」についてでございますが、議員仰せのとおり島根県農林水産部の主催によりまして、島内流通検討会が開催され、本町所管課からも8月に2名、11月は1名会議に参加しております。これまでのところは、検討する目的を確認し、現状についての意見交換のうえ、今後の検討テーマの方向性などについて議論がされております。

町内でも特定の時期によっては、水産物の入手が困難となりホテル、旅館等の営業に支障をきたす状況があることは、私も認識しております。離島という地域の特徴や島内事業者の現況、また漁業そのものの不確実性などを考慮すると、島外からの仕入れが大半を占めている現在の流通は、ある意味合理的なものとなっている現実も理解したうえで、各方面からの検討が必要であります。

観光や地域活性化への効果を見据えて島内流通を拡大しようとするれば、それに伴うリスクの分散を関係者が共有することも考えなければなりません。

目標とする島内流通量の調査、本町にマッチした新たな仕組みづくりを考えるうえでの全国で先進的に取り組まれている島の事例調査など、広域的な目線を持って展開できる島根県に当面は主導していただく中で、本町も積極的に関わってまいりたいと考えております。

二点目の「体制整備に対する支援策」についてでございますが、議員仰せのとおり、受入

れ体制の構築につきましては、早急な対策が必要であると認識しております。昨年度実施いたしました調査によりますと、本町の宿泊業の抱える問題点が明らかになりました。経営者の高齢化、後継者不足また施設・設備の老朽化、その結果キャパシティの減少とサービスレベルの低下であります。また逆に、ビジョンを持って経営に取り組んでおられる経営者が決して少なくないことも明らかになりました。しかし、その思いを実現するためには、大きな投資含め、民間事業者だけでは克服が難しい状況であると認識しております。

このような状況を受け、宿泊キャパ確保対策について、具体策の検討を進めております。有人国境離島法など国の制度も最大限に活用し、「創業」「拡充」「承継」などあらゆる状況を想定して考えてまいります。あわせて、人材確保につきましても、本年度設立しました「雇用対策協議会」の活動とも連携して取り組んでまいります。また議員仰せのとおり国が制定を進めております「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」にも注目し、積極的な情報収集により理解を深め、有効に活用していくことも検討してまいりたいと考えております。この法律につきましては、すでに施行の予定だという風に伺っております。

〇15番（池田 信博）

再質問を行いたいと思います。

町長の思いがあってお答えをしているという風に理解はしております。思いの中に「支援」「支援」と申されますけど、具体的に財政支援も含めて施設整備等に何かに特化した何かができないものかと。今の有人国境離島の関係でメニューは皆さん探して利用すべきところはしっかり利用して、町内の飲食業とも色々考えて整備されました。まだ整備されつつのところもあります。

私は県の方にも申し上げましたが、やはり口だけではなしに、文書で書いた「こういう風にすればよい」ではなしに財政的な支援も出来る限り目を詰めてやっていただきたいと。それは国、県、町も勿論ですが、しっかりと連携をしてやっていただきたいと、この間も申し上げました。その中に、隠岐の島町の観光振興に対する思いが若干、欠ける部分があるのではないかと言う職員が居られたことは事実です。もっと、表に出て「積極的に物を言って欲しい」というようなことも言っておられました。我々も隠岐の島町にお願いに行かなければならないというようなこともおっしゃっておられました。謙虚な部分もあるなと思って聞いておりましたが。

やはり、地元で何かをするときには、しっかりと連携をして思いを持って立ち上がっていた

だきたいと、積極的に物を申しただきたいということを全町あげてお願いして、これからやっていただきたいと思いますので、そのことについての一点と。

先ほど、農林、水産、基幹産業、観光産業等に対する人材の確保策につきましては、先ほど町長もおっしゃったように「地域維持特措法」が成立し、来年度からいよいよ活用できるということで若い人達が都会から地方で働いても、それなりの収入が得られるようなメニューが作成できる制度でございますので、このことについては中山間、離島のために作った法律でございますので、しっかりと研究をして、法律の内容が明らかになったら取り組みをしていただきたいと、この二点について伺いをいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

一点目、観光振興に対する財政支援を明確にすべきだということだと思いますが、安部大助議員のご質問にもお答えをいたしました。宿泊キャパ、喫緊の課題の確保対策としての財政支援、現在作成中の新年度予算に、これはまた皆さんに新年度予算ご審議いただかなければなりません。執行する側としては大型な財政支援策をご提案するように進めております。具体的な内容はまた今後ですが、宿泊キャパに対する一点です。

もう一つ、人材確保で先ほどの「特定地域づくり推進に係る法律」、雇用促進協議会と連携しながらですが色々制度的に「雇用対策の賃金アップ」とか良い面もありますが、協議会とか受け皿とかまだまだ勉強しないといけない点が多々あります。それを検討、勉強しながら、進めてまいりたいと思っております。

○15番（池田 信博）

三つ目の質問にいきたいと思います。

「公約の実現に向けた取り組み」について伺います。

平成29年9月の一般質問で「生まれてよかった」「住んでよかった」「訪れてよかった」の三点の実現について伺いました。

来年は避けようがない町長の任期満了を迎えることとなります。選挙民との約束は基本的に4年間で実現することを目標に取り組むべきこと、当然継続して取り組み続けていかなければならないことがあるというのは承知しております。

町長就任からすでに3年が経過しました。ご自身が振り返っての現在までの総括をするとともに、公約実現のために取り組んできた“チーム隠岐の島でのまちづくり”は来年10月一期目のゴールを迎えます。現在までの取り組みと成果について、一点目、二点目、三点それぞれについて伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、池田信博議員の分割質問三点目、「公約の実現に向けた取り組みについて」のご質問にお答えします。

私が平成28年10月に町長に就任させていただいてから、早3年が過ぎました。

これまで“まちづくり”を進めてこられましたのも、ひとえに議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力の賜物と、改めまして感謝を申し上げる次第でございます。

この3年間、私なりに誠心誠意、町政に取り組んでまいりましたが、私が就任時に掲げた公約については、すぐに実行できたものもありますが、議員ご指摘のとおり、現時点で実行までには至っていないものもありまして、公約すべてを4年間で実現することの難しさを、今さらながら実感しているところであります。

私は就任以来、「生まれてよかった」「住んでよかった」「訪れてよかった」の3つの「よかったが響くまち」を合言葉に、職員と一緒に町政に取り組んでまいりました。

その結果、この3年間で私の想いが職員と共有され、役場全体で課題の解決に取り組んでいける「チーム隠岐の島」としての体制が確立しつつある点は大きな成果であったと感じています。

このことを前提といたしながら、これまでの「よかったが響くまちづくり」に向けての取り組みについて、私なりに想いを述べさせていただきたいと思います。

まず、「生まれてよかった」の取り組みにつきましては、隠岐人の心を育む環境づくりや、医療、子育て施策の推進による、子ども達の笑顔と明るい声が響き渡る環境整備の充実に努めてまいりました。

現時点で、私が公約に掲げてきました、「生まれてよかった」に連なる取り組みにつきましては、進行中のものをあわせますと、おおむね実行ができたのではないかと考えております。

続いて、「住んでよかった」の取り組みについてであります。定住対策や雇用促進、医療と介護、福祉対策が一体となる施策の推進など、すべての町民の皆様がいきいきと暮らせる“まちづくり”に努めてまいりました。

この「住んでよかった」に連なる取り組みにつきましては、順次実行しているところでありますが、先ほどの「生まれたよかった」に比べますと、一部、実行に移すまでに至っていないものもありますので、今後その実現に向けて誠意努力してまいりたいと考えております。

最後に「訪れてよかった」の取り組みにつきましては、新たな観光需要の創出や観光地の整備の推進など、魅力ある観光の“まちづくり”を進めてまいりました。

しかしながら、先ほど議員よりご指摘をいただきましたように、西郷港に隣接する旧市街地のグランドデザインをはじめ、調整に時間を要しているものがございますので、できるだけ早く方針をお示しできるよう対応してまいりたいと思います。

以上、この3年間における公約の実現に向けた取り組み状況について、私なりの想いを申し述べさせていただいたところですが、残された任期において、町民の皆様方にお約束した公約を実行し、そして実が結ばれるよう、引き続き職員とともに全力で取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○15番（池田 信 博）

町長なりにこの3年間の取り組み状況を総括して、あと1年で頑張って実を結べるように、今からも頑張っていきたいという言葉いただきました。しっかりと頑張っていたきたいし、4年間でできるものと最初に申し上げましたように、継続して取り組んでいかなければならない物、これは、今、町長が答弁で申し上げましたようにその中にもあろうかと思えます、その部分については、今後どうするかということは、本日はお伺いしませんがしっかり胸に思いを抱いて、今後あと1年取り組んでいく中で結論を出していただきたいという風に思いますので、期待しておりますので頑張っていたきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（米 澤 壽 重）

以上で、池田 信博議員の一般質問を終わります。

ただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は、13時30分といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時46分 ）

○議長（米 澤 壽 重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、11番：石田 茂春 議員

○11番（石 田 茂 春）

それでは、「沿岸漁業者の安全操業のために、鉄工所、船外機修理を営む事業所の支援対策」について伺いたい。

島内個人事業者は697事業所あります。これは商工会での調査です、約700事業所です。

色々な施策が取られていますが、年ごとに減少しております。例えば新しい事業を立ち上げたり、地元の事業所、あるいは企業に就職した場合には何らかの助成があります。

しかし、家業を継いだ場合には適用外であります。特に漁業者は身内以外にポイントを教えることはほとんどありません。それはそれとして・・・。

特に鉄工所及び船外機など修理事業所は限られております。また、沿岸漁業者一本釣りも同じく年々減少しています。いま漁業を営んでいる方は、ほとんどの方が年金組の年代であります。また鉄工所、船外機修理事業所も同じであります。

陸上では車がトラブル発生すれば、連絡を取り修理業者を待つか、そのまま車を置いて帰ることができるが、海上では連絡は取れるが、寄港することができません。救援の船が到着するまでは、風、潮の流れで数マイル流されて行きます。夜間の場合は自分の船がどの位置にいるのかわからないときもあり、救援まで相当の時間を要します。しかし、計器類を整備している船は位置がわかります。

特に海の荒れた時など本人はもちろんのこと、家族は非常に心配をいたします。船のエンジンは常に整備をしておく必要がありますが、いま鉄工所および船外機の修理を営む事業所は、高齢者でもあり後継者が一人もいません。

この状態が続くと、近い将来、島内から近海の魚介類等が食卓から消えてしまいます。町長の目指す“まちづくり”、「生まれてよかった、住んでよかった、訪れてよかった」の公約が霧がかかってしまいます。沿岸漁業者を守るためにも、また安全操業をしていただくためにも、一日も早い対策が必要です。

町として今後、個人事業所をどう支援しどう見守っていくか、特に鉄工所、船外機の修理を営む事業所の人材育成は喫緊の課題であります。そのためにも、何らかの支援対策が必要と思われるが、町長の考えを伺いたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石田議員の「沿岸漁業者の安全操業のための支援対策」についてのご質問にお答えします。

事業承継問題につきましては、将来の産業構造の根幹を揺るがしかねない大変大きな問題であると認識しております。

本町におきましては、事業所の円滑な事業承継を推進し、経営基盤の強化、持続化を図ることを目的として、隠岐の島町商工会が中心となり、「隠岐の島町事業承継推進協議会」を本年5月に設置し、事業承継について検討、または悩んでおられます事業者を包括的に支援す

る体制を整備しました。また窓口体制を充実するために、昨年度から島根県商工会連合会の事業承継推進員を隠岐の島町商工会に配置して、相談対応、承継計画策定などを支援しています。

具体的な支援策でいいますと、他の事業所との連携や第三者承継も含めたマッチング、必要に応じて県や町の支援制度を提案するなど、スムーズな承継ができるようアドバイス対応しています。本町内におきましても、事業承継推進員が各事業所を訪問する中で、鉄工所や造船所などにも出掛け、経営者から直接相談を受けたことに対して継続的に対応をしております。

今後も、商工会を中心に、島根県、隠岐の島町、金融機関などが連携し町内の中小企業、小規模事業者が抱える事業承継含めた諸課題に関して、積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○11番（石田茂春）

少し再質問をしたいと思います。

「事業承継推進協議会」を立ち上げたということですが、それは少し評価をいたします。しかし、商工会に加盟している事業所はよいでしょう。加盟していない個人事業者はどうでしょう、同じアドバイス対応はできますでしょうか。

また、現時点で町内の鉄工所、造船所、船外機修理事業所は人を雇用して事業を拡大しようという事業者はないと、私は個人的に思っております。皆さんもそうでしょう。

そこで、現在の鉄工所、船外機修理事業所、造船所など長く続けてもらうためにはどう支援をしていくかです。「経営者から相談を受けて、継続的に対応します。」と、それはただのマニュアル的なものであります。それから先をどうするかであります。もっともっと町長、知恵を出していただきたい。もう一回、答弁を願います。

○番外（町長 池田高世偉）

再質問にお答えをいたします。

一点目は、商工会に加盟外の人に対する対応はいかがなものかということでございますが、今担当部署と確認をしました。商工会加盟外の中小企業であっても対象として相談に乗るということでございます。そしてその後、後継者に対する厚い支援があって然るべきではないかという、ご質問と言うよりご意見も含めたお話したと思いますが、確かに造船所、鉄工所、町内16社のうち5社まわらせていただいておりますが、後継者がある所が2件とか、経営者が亡くなったために後継者が未定だというような状況、今、確認中でありまして、実際に商

工会に相談をして継続中の方も今おられます。いずれにしても、承継という前に人材が確保できていないということは我々も認識しておりますし、今後も商工会を中心にこの事業承継推進協議会とともに、積極的に話し合いに乗っていきたいと。さらにもう少し踏み込んで、財政的な支援の意味合いもあったと思うのですが、現在のところ県事業で事業承継をどうするかといった場合の新たな取り組みとか、経営を変えていくとか、第三者に継がせるという場合にも助成金がありますし、事業承継の問題を解決するために専門のアドバイザーが必要ということになれば、それに対する派遣のものもありますので、当面は町独自でその支援策というよりも人材確保も含めて県の支援制度を中心に、この協議会と一緒にやって取り組みを進めていきたいと思っております。

また、その結果さらなるということになれば、改めて町としても検討することもあるかと思います。

○11番（石田 茂 春）

これは早急にお願いします。

以上で、質問を終わります。

○議長（米 澤 壽 重）

以上で、石田 茂春議員の一般質問を終わります。

次に、5番：村上 三三郎 議員

○5番（村 上 三 三 郎）

二点について質問しますが、始めに、「子育て拡充へ教育見直し」についての質問です。

11月23日の「山陰中央新報」にこの件についての報道がありました。

島根県では全国に先駆けて少人数学級を実施しています。子どもへのきめ細かな対応や教員の多忙化の解消などが評価されています。

報道によると、丸山知事は「放課後児童クラブを充実するために少人数学級を見直し小学1、2年は30人から32人に、小学3年から6年は35人から38人に、中学1年生は35人を維持する」との方針を示されました、いわゆるスクラップアンドビルドです。

私は放課後児童クラブを充実するのはよいとしても、そのために全国トップの少人数学級を止めることには賛成できません。

しかし、実施は再来年とのことですから学校、PTA、議会、行政当局、県民が反対すれば知事の方針転換は可能だと思います。

次の点について質問いたします。

一点目、今回の知事の方針はどのように通知されていますか。二点目、この方針が実施された場合には、当町での影響はどのようにになりますか。三点目、この方針の実施に反対の意思表示をされる用意がありますか。

○番外（ 教育長 村 尾 秀 信 ）

教育に関する質問でありますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

ただ今の、村上三三郎議員の分割質問一点目、「子育て拡充へ教育見直し」についてのご質問にお答えします。

一点目の「今回の知事の方針がどのように通知されたか」についてですが、10月23日に開催された「隠岐地区学力育成会議」の場において、島根県教育委員会の新田教育長から口頭で、「少人数学級編成・スクールサポート事業、学校図書館司書配置事業について、県の重点見直し対象事業になっており、これらの事業について見直しを行うことになる。」という情報提供がありました。

続いて、県教育委員会から、11月22日に開催される県議会文教厚生委員会の説明資料として、少人数学級編成等の見直し案の送付がありました。

そして、12月3日に開催された隠岐合庁での県教育委員会の説明会では、この見直し案は、検討に当たっての「たたき台」として位置づけられ、今後、市町村教育委員会、小中学校校長会など教育関係者の意見を聞き、検討を深めるとされており、県教育長と市町村教育長との意見交換の場が持たれることとなっております。

二点目の「この方針が実施された場合の、本町での影響」についてであります。本町では現在、西郷小学校、西郷中学校、西郷南中学校が対象校となっております。これらの学校では、県教育委員会から示された見直し案が実施された場合、直接的な影響は、今のところ少ないと想定しております。ただし、これらの3校は、転出入や校区外通学等の影響もあり、児童・生徒数の若干の変動により学級数が増減する実情もあり、それら関連する要因もあわせて考える必要があると認識しております。

三点目の「この方針の実施に反対の意思表示をする用意があるか」についてですが、すでに11月13日には、市町村教育委員会連合会、町村教育長会、都市教育長会、小中学校校長会、PTA連合会と一緒に、県知事、県議会議長、県教育長に対しこの制度の継続を求める「要望書」を提出しているところでございます。

今後には当たっては、県議会の議論の動向や県教育委員会から示される見直しに伴う緩和策等を注視するとともに、管内の学校長やPTA、教育関係者と協議を深めさせていただきながら、

「少人数学級編成事業」等の継続について、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

〇5番（村 上 三 三 郎）

再質問を行います。

一点目の分はよくわかりました。二点目の知事の方針の影響については、西郷小学校、西郷中学校、西郷南中学校が対象になっているが影響は少ないと想定していると、一方学級数が増減する実情もあり、関連する要因もあわせて考える必要があると認識している。三点目は市町村教育委員会、市町村教育委員会連合会、町村教育長会、都市教育長会、小中学校校長会、PTA連合会と一緒に、県知事、県議会議長、県教育長に対して「要望書」を提出しているということでございます。また今後協議をしながら、協議を深めながら少人数学級編成事業等の継続について強く要望していくと方針が示されました。

私は先に述べましたが、島根県では全国に先駆けて「少人数学級」を実施していることを評価しております。今、全国的に人口が減少しております。将来の社会を担う子どもたちの健やかな成長を支援する施策は、国をはじめ各自治体の最優先に取り組むべき課題だと思います。

先に示された方針を着実に実施されることを望むものでありますが、これについて今、私の申し上げたことについて所見をお聞かせください。

〇番外（教育長 村 尾 秀 信）

再質問にお答えをいたします。

議員仰せのように、私の最も願っていることは「子どもたちの健やかな成長」です。そのため、子どもたちが通う学校環境を良くしていくことが教育委員会の仕事だと認識しております。そのため、今後、好ましい学校環境の整備に向けて頑張りたいなと思っております。

〇5番（村 上 三 三 郎）

それでは、分割二点目の「プラスチックごみの削減に向けた行動計画」について質問いたします。

6月に行われた20か国地域首脳会議（G20大阪サミット）で世界で深刻化している海洋プラスチックごみの対策が検討されました。

この会議で日本政府が示した戦略は、基本原則として3R「reduce（削減）、reuse（再利用）、recycle（リサイクル）、プラス renewable（再生可能資源への代替）」を掲げていますが、最も重要な削減については「2030年までにワンウェイのプラスチック（容器包装等）をこれま

での努力を含め、累積で25%排出抑制するよう目指します」としています。

戦略はプラスチックの削減に関わって、レジ袋の有料化を義務づけるとしています。日本は使い捨てプラスチックごみの発生量は世界第二位だとのことですからレジ袋を減らすのは当たり前だと言えます。

海洋プラスチック汚染は1970年代から始まりました。そして微細化により還流し海洋全体に広がり、マイクロプラスチックは魚貝類が餌とするプランクトンと混在していることから、二枚貝、カニ、小魚などに取り込まれ、食物連鎖を通して生態系を汚染します。

予防的な対応として国際的な対応が始まっています。

ガテマラ政府はポリ袋などさまざまな使い捨て容器を禁止すると発表しています。レジ袋、ペットボトル、コンビニの弁当箱、プラスチック製ストローなどをなるべく使わないようにすることが大事です、多少不便になっても便利さだけを追求して、プラスチックごみが将来の世代の負の遺産になってはならないと思います。

アメリカの先住民の言葉に、「私たち人は子孫から大地を借りて生きている」というのがあ
るそうです。プラスチックごみを減らすには、産業界の対策が最重要な課題ですが、私たちが身近にできることをする努力も大切です。

以前、町から各世帯に「マイバッグ」が配布されましたが最近、商店ではほとんど見かけません。そこで、次の質問をいたします。

一つ、町長は隠岐の島町のプラスチックごみの現状をどのように認識されていますか。二つ、プラスチックごみの削減にどのように取り組まれますか。以上、質問いたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上三三郎議員の分割質問二点目、「プラスチックごみの削減に向けた行動計画」についてのご質問にお答えします。

一点目の「隠岐の島町のプラスチックごみの現状」につきましては、現在島内ではペットボトルを除くプラスチックは焼却処分をしており分別による収集を行っていないため、その正確な排出量を把握することは困難ではございますが、毎年行うごみ質分析及び測定業務の結果により、プラスチック類及びビニール類・ゴム類を含んだ排出量は焼却量6,200 tの20%相当の約1,300 tと推測されます。

隠岐の島町全体のごみの総量は、最近5年間横ばい状態ではありますが、人口が減少しているにも拘らず、一人当たりのごみ排出量は増加傾向にあるところでございます。

二点目の「海岸に漂着するプラスチックごみ」につきましては、環境省所管による県の補

助事業「海岸漂着物等地域推進対策事業」を活用し、ごみの回収・処分を行っているところでございます。また地区の皆様やボランティアの方々の協力も仰ぎながら、回収・処分を行っているところではございますが、ひとたび台風や冬季波浪が発生すれば、海岸にはまたごみが漂着する状態となり、回収・処分が追いつかない状況であります。

町としまして、プラスチックごみはもとより町民一人当たりのごみの排出量を抑制し、資源が循環する社会を形成することが求められます。平成30年度には「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定しましたので、今後その方針に従い、マイバック運動・再生品の使用促進・使い捨て品の使用抑制・店頭での容器の回収促進等の施策に取り組んでまいります。

また、課題解決のためには町民の皆様のご理解・ご協力が不可欠でありますので、環境教育、広報誌や説明会等の啓発活動にも積極的に取り組んでまいります。

国際的にも課題となっております「海洋プラスチック」については、本来、国の責務において対処すべきと考えておりますが、海岸に漂着するプラスチックに関しましては従来どおり「海岸漂着物等地域推進対策事業」を活用し対応したいと考えております。今後も県と連携しながら財政支援の拡充や補助金の柔軟な運用など要望活動を継続してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇5番（村 上 三 三 郎）

答弁いただきました。

プラごみ等の排出量は約 1,000t との推測が示されました。ごみの総量は最近 5 年間横ばいであるが、人口減少にも拘らず一人当たりでは増加傾向にあると示されました。また、海岸に漂着するごみの対策として、地区の皆さんやボランティアの協力を得ながら回収処分を行っていると言われました。

私も五箇の長尾田地区、この地区は10戸未満の小さな集落ですが、一回は五箇の各集落に呼び掛けられますので出掛けて参加しております。町民一人当たりのごみの排出量を抑制し、資源が循環する社会の形成を目指すとして、平成30年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定していること、また、マイバック運動、再生品の使用促進・使い捨て品の使用抑制・店頭での容器の回収促進等の施策に取り組んでまいりますと表明されました。また、町民の理解、協力を得るために環境教育、広報誌、説明会等、啓発活動に取り組んでいるということでございます。

町民の意識啓発に取り組んでいることは理解しますが、最近では国道や県道等の主要道路ではプラごみ、空き缶等みかけませんが、人通りの少ない農道に隣接した山林にはプラごみ、

空き缶が捨てられております。広報誌には、ごみ投棄の写真等載せるようにして、不法投棄の防止に向けた取り組みを進めるべきだと思います。町長の所信を質します。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ごみの不法投棄の広報活動ということの質問でございますが、ごみの不法投棄に関することにつきましては、発行しております「回覧板」でございます、「環境ニュース第1回」にも掲載したところです。また、文化祭やエコフェスタ等において積極的に啓蒙普及を行なっておりますが、引き続き今後も「環境ニュース」への掲載、また機会あるごとのそういった写真の掲示等に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○5番（ 村 上 三 三 郎 ）

終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、村上 三三郎 議員の一般質問を終わります。

次に、1番：大江 寿 議員

○1番（ 大 江 寿 ）

「観光振興計画見直し時期を5年から3年に」ということで、平成29年に掲げた本町の「第2次観光振興計画」ですが、計画は10年、5年ごとの見直しとあります。この3年間の間に業界はどんどん変わってきていること、客層も変わってきていること、町の観光、宿泊に対する受け皿も変わってきていることから早めの見直しを推奨したいと思います。

先日某新聞記事で宿泊に関することが記事にあがっていました。今年は本町でもいろんな工事や事業により観光客の増加というよりも仕事や用事で来島する人が増えたこと、増税や物価上昇、人手不足で業界のワークスタイルが変わってきていることなどを考慮して見直しをかけてほしいと思います。

宿泊キャパが減っていると考えのではなく、許容範囲が縮小していると考えべきだと思います。

客層が変わってきたこととともに、客の思いもバラバラなのです。思いが一緒なお客さんはウルトラマラソンの時だけです。それに細かく対応できるパワー、許容範囲が今の隠岐に不足していますし、現状この戦力では計画に書いてある16万人を迎え入れることができるのは無理なことと思います。

計画の基本方針4つ、「発展・意識改革・受け皿・情報発信」とありますが、時代の流れが速い中、必死でついていっている状況ではないでしょうか。私も業界の中の一人ですが、あ

れもありこれもありで、なかなか思うようにいかない状況です。

昨年から、商工会や観光協会で宿泊施設や流通などの調査に回っています。データや聞いた話で判断ではなく、自分たちの目で確かめてみるのも大事ではないでしょうか。

質問しますが、幾度も業界と意見交換している中で計画見直しを考えたりしたのでしょうか。ただ意見を聞いただけなののでしょうか。見直し時期を改める考えはありますでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、大江議員の分割質問一点目「観光振興計画見直し時期を5年から3年に」についてのご質問にお答えします。

本町の「第2次観光振興計画」は、議員仰せのとおり、29年度からの10か年を計画したものでございまして、施策に基づき各種事業を鋭意展開中でございます。

議員ご指摘のとおり、本町を取り巻く環境はめまぐるしく変化しております。先般開催いたしました「観光戦略会議」におきましても、振興計画には大きく取り上げてないものの、すでに現場では新しいニーズが活発化しており、その対応に苦慮している事案も確認されております。

市場の正確な情報収集により分析をし、関係事業者と情報を共有して、それらに対して素早く重要課題の見極めを行い、柔軟にリアルタイムで振興計画の各施策に新たに盛込むなど、5年、3年等の年次計画のスパンに捉われず、観光振興を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○1番（ 大 江 寿 ）

10月の台風により海士町にあります「ハート岩」のハートが土砂で消えてしまいました。その時も、海士町観光協会が「我々もハートブレイク」だというコメントをしました。こういったプラス思考な考え方がお客を呼ぶんだなと思っております。

次の台風でハートは元に戻りました。「めでたし、めでたし」で良いこともあるかも知れません。眉間にしわを寄せていては、人は寄りつきません。こんな格好でお客を迎えていては観光客は寄りつきません。是非、プラス思考で物事を考えてください。

それでは、次の質問に移ります、

「若年層に向けた健康教室」ということで、9月に行われた「つなGO 隠岐の島」ととてもいい企画だったと思います。東京オリンピックもいよいよ来年で、タイミングもよかったと思います。今後、このような若年層を中心にした「健康教室」を続けていくべきだと思います。ひとつ、学校の連合イベントとして取り入れてみるのはどうでしょうか。あらゆる部活

動はもちろん、生活する中において、ケガをしにくい体力づくりやケガをしてしまったときの応急措置、アスリートの講義など学校の生活教育イベントとしてやってみるのもいいと思います。

本土と島のつながりだけでなく、各学校の横のつながりもこういったイベントでできるような気がします。今後、こういった企画に向けて本町の考え方はどのようなものかお伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、大江議員の分割質問二点目「若年層に向けた健康教室を」についてのご質問に答えします。

本年は、「ラグビーワールドカップ」の開催で日本国中大いに盛り上がり見せたところですが、来年7月には、いよいよ「東京オリンピック」が、そして8月には、「パラリンピック」が開催される運びとなっており、さらなる賑わいを見せることが予想されているところでもあります。このような状況の中で、本町では、町民の皆様の健康寿命の延伸に向け、本年9月に、キーワードを『町民の健康づくり』とし、「つなGO 隠岐の島」を開催したところでもあります。

このイベントは、例年、同時期に同じような目的の事業が展開されていましてことから、事業効果をさらに高めるため、関係機関とも十分に協議をし、実施したところでございます。

議員ご指摘の「若年層を中心とした健康教室」も大変重要であると考えておりまして、身体を動かすことへの興味を高め、老若男女を問わず、家族ぐるみでスポーツに親しむ企画を今後も継続していく考えでございます。

また、本町のスポーツ観光大使「柳本晶一」さんを中心とした強力なネットワークにもお力添えをいただき、小中学校、高校とも連携を図りながら、トップアスリートの指導も有効に活用し、幼児から高齢者までがさまざまな形でスポーツを通した「健康づくり」に取り組めるようその環境を整えてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○1番（ 大 江 寿 ）

終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、大江 寿 議員の一般質問を終わります。

次に、10 番：平田 文夫 議員

○10番（ 平 田 文 夫 ）

団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、高齢者個人の状態に応じて、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を実現することが国及び地方公共団体の責務として位置づけられております。

地域包括ケアシステムの構築は、地域の実情を最も把握している市町村が中心となり地域の自主性や主体性のもと関係者と協力し、地域課題の共有と課題解決の共通意識を持ち、取り組むことが重要と言われております。

そこで、町長にお伺いします。

高齢者が健康で希望を語れるような“まち”をどのように構築していくのか、お伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の平田議員の、「地域包括ケアシステム構築はどのように」というご質問ですが、地域包括ケアシステムの構築につきましては大変重要視しておりまして、本町におきましても「隠岐の島町地域包括ケア推進協議会」を核に、関係機関、事業所などと情報共有を図りながら、各種調査や三部会に分かれておりますが、そこで問題、課題の整理、施策の検討等に取り組んでおります。

昨日、「隠岐の島町地域包括ケア推進協議会」を開催させていただいたところでございます。

「認知症対策部会」、「介護医療部会」、「生活支援部会」の3部会を兼ねて、今後の喫緊の課題は何かというテーマを出しながら、色々協議を重ねているところでございます。

○10番（平田 文夫）

団塊の世代が75歳以上を迎えるということは、いろんな面で圧迫する原因があるわけですよ、それは何かと言うと、医療にしろ介護にしろ、福祉サービスに需要が高まり社会保障政策のバランスが崩れるということが問われているわけです。本町において、今後、どのような対応を今後やって行くのかお聞かせ願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

どのような対策をとということですが、高齢者本人の力や住民相互の力を引き出して介護予防や日常生活支援を進めていくこと、ひいては地域づくりを進めることは大変重要なことであると認識しております。本戦略につきましても、関係機関や事業所などと情報共有を図りながら有効に活用し、施策に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○10番（平田文夫）

町長、来年が「国勢調査」の年なんですよ。要するに交付税にしろ、人口が反映するということも言われております。

そして10月1日、人口が14,093人、それから1年前が14,334人、241人減っているわけです。おかしいのが、島根県が11月29日の山陰中央新聞の記事では、人口が14,000人を割って13,874人、前年度比より235人と、これはどういうことなんですか。町と県が国勢調査が入る前に、こんな数値に何で変わっているのか、そこらをちょっとお聞きしたい。

○番外（町長 池田高世偉）

再々質問、県の人口と町の人口ですが、私のところは「住民基本台帳」というようなことがあります、詳細について町民課長が調査しておりますので、町民課長の答弁とさせていただきます。

○番外（町民課長 井崎理恵子）

確認をいたしましたので、お答えをしたいと思います。

県が示した13,874人という数値ですが、これは県が独自で調査をしておりまして国勢調査の結果を基準に、その後、毎月、出生・死亡・転入・転出等の結果を加減したものを示しております。住民登録とは関係なく、現在住んでいる人の数値でありますので、住民基本台帳の数値とは一致していないという結果になっております。

○10番（平田文夫）

じゃあ国勢調査は県ですか、町ですか、どっちを採用するんですか。

○番外（町長 池田高世偉）

国勢調査につきましては、5年毎に「調査票」によって現在の住まいの方についての調査となります。我々の人口の基礎は、町はあくまでも「住民基本台帳」としておりますので、ご理解をお願いいたします。

○10番（平田文夫）

これから隠岐の島町の人口がどれだけ減るかということを、27年の11月に「総合戦略」を策定したわけ、その中で隠岐の島町の人口は2060年、これから40年先ですよ1万人を割り込まないようにという計画を策定しているわけですよ。だけど、1年間で200人の人口が減ることになれば、はるかに1万人を割るということになるわけでしょう。そこら辺の対策は、どういう考えを持っているかお聞きしたい。

○番外（町長 池田高世偉）

今のままで推移すると人口が1万人を割るのではないかとありますが、今回作っております「第2次総合振興計画」でもお示ししておりますが、1万人を割らないための施策を実施していくという考えであります。

幸い、我々前回の「総合戦略」の計画よりも、今年度においても「総合戦略」の時の目標値よりも高いところに人口を今、保っております。まだまだ予断は許せませんが、今現在、自然減が団塊の世代、昭和24年ですか、この方々が亡くなるのがたくさんおられますが、出生率2.28という中で年間100名から120名の出生があることと、ここを守っていく、伸ばしていくことで人口は1万人が維持できるという施策をとっていきたいと思っております。

○10番（平田文夫）

それでは、「第2次総合振興計画」自体がおかしいんじゃない。年間350人が亡くなって120人が出生する、それがどういう根拠で記述されるのか。合併した平成16年には17,000人の人口がいたわけです。そういう推移が表れているなかで「第2次総合振興計画」でそのようなこと、どういうテクニックを使って人口を増やしていくのですか。

私が言いたいのは、やはり健康で長生きしていただく事業を展開してくださいといいながら、行政視察も行って来た、一般質問もしてきた、そういう中で報告しても何ら反映されない。朝からの質問でも「検討」という言葉を指摘されて、それに対する答弁が進んでいかない状況にあるわけですよ。

それを踏まえて、真剣に住民に透明性のある行政情報を流していくように努めていかないと、住民の皆さんが信頼性を失うわけです。それが一番怖いのですよ。これからは、そういう風なことをしっかりと伝えてやってほしいと。

そこで、次の質問にいきます。

各自治体において、厚生労働省から4月1日に通知が出された。それがこの通知ですよ、それを町長は確認しているかどうかお伺いしたい。

○番外（町長 池田高世偉）

厚生労働省の通知は4月1日ののですが、島根県の「高齢者福祉課」からメール配信され所管課の「福祉課」が受け取っております。福祉課のほうで施策に反映させていただいているところでございます。

○10番（平田文夫）

それが、「これからの地域づくりの戦略」についてである。

その内容は、介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御

礼を申し上げます。高齢化が進み、人手不足の時代が続く中、本人の力や住民相互の力を引き出すことが重要であります。高齢化が続く地域社会においてしっかりと予防して欲しいんだと、予防するためにはしっかりと支援をしましょうと、ということなんです。そこらをしっかりと取り組むことが、まさに求められている。

高齢者が元気で長生きして、年金なんかでもそうですよ75歳でも納めてくれたら、年金額アップしましょうと、支給をアップしましょうと、そういうことを国では何べんも声に出して言っている。本町においては、そういうあれが全然見られない。今後、どうやっていくのか町長の所見をお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

これからどうするかということだと思いますが、高齢者を含めた「これからの地域づくりの戦略」には、高齢者が集えば地域がかわるとか、互助を見つける、互助を育む、多種職種が知恵を出し合って地域の課題を解決するということが言われております。

ここにあって我が町におきましても、地域づくりの高齢者を含めた基盤づくりのために、福祉に向く人材の配置、あるいは地域の自主性、認識をもって地域で解決するということを積極的に進めていきたいと思っております。医療・介護の専門職団体との協力関係をさらに進めて行きたいと、考えております。

最初に申し上げましたが、地域の今後の高齢者福祉については「地域包括ケアシステム協議会」を中心に、地域と共に拠点をつくりながら取り組んでいきたいと思っております。

○10番（平田 文夫）

今年の8月6日に総務教育民生常任委員会が行政視察で行った大阪府の島本町、ここでは地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを行なっております。

それは、一次予防、二次予防を一体として取り組んでいること、そして介護予防の対象は地域に住む人であり、住民の間で分け隔てなく介護予防に取り組んでおるわけです。それは「百歳体操」ということに取り組んで、要するにスピード感をもって成功させているわけです。包括支援センターと保健分野の保健師が協働して、しっかりと結果を出してきている。

そういう取り組みを早急に支持して、連携を保っていくということがいかに大事かということ、行政と住民の側にもしっかりとあるわけです。しっかりと連携して取り組んでいくと。

それが将来、町長が言う「住んでよかった。まちづくり」に繋がっていくわけです。そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたい。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

地域包括支援センターと保健師の連携についてのご質問だと思います。

8月6日の総務教育民生常任委員会の島本町の視察につきましては、前回報告を受けておりまして、一体となった取り組みをされていることは十分認識しております。そこにあって、私のほうも改めまして地域包括支援センターと保健師の連携について、介護予防施策の検討、地域サロン支援などを行っておりますが、今後はさらに情報の共有化を進めて、島本町の良い事例もありますので一体的に施策を展開できるよう進めてまいりたいと思っております。

一点、ご説明が不足しておりましたが、地域包括ケアシステムの推進協議会につきましては、昨日からより連携を図るため、包括支援センターや保健課にプラスして町民課、これも予防に、国保等にも関係がございますし、また策を展開していくうえで地域振興課もありますので、横の連携を図るために新たに昨日から「協議会」のメンバーとなって一緒に協議をするように務めております。さらに、今の包括支援センターと保健師の連携にあわせて、庁内一体となって取り組んでいきたいと思っております。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

島本町の取り組みは、役場の職員が先頭に立ってやるわけではないわけです、地域、地域の担い手がそれに取り組んでいく。それを引っ張って最初にするのが、保健師とか包括支援センターの職員で後は地域が自主的にするのです。一番大事なのは、行政がやることはケガをしたときに保険というものを手当てする。それが行政の仕事となっているわけですよ。

病院を退院したときには、その「体操」の中でリハビリをする。それには、資格を持った理学療法士が指導する。おらなくてもいいわけですよ、ただそれを指導してやって取り組んでいくと。

そこらのことをしっかりとスピード感をもってやることが、町の宝に繋がるということだと私は思う。そういうようなことをしっかりと取り組む態勢を、町長。

今の隠岐の島町のあり方というのは、「福祉」なんかが社会福祉協議会が全然構わない。そういう風なことではつまらんわけです。「やっています。やっています。」でなく、結果を表していくことが住民の幸せに繋がることですから、そこら辺のこと、再度町長に伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

どう進めていくかという質問でございますが、今までにお話ししたように島本町の例がございますが、少しでも近づけるように横の連携を図りながら一体となって取り組んでまいりたいという考えでございます。

○10番（平田文夫）

朝から色々と答弁を聞いていると、今の「行政力」は低下しているのではないかという風にうかがえるわけですよ。

職員おのこの力もさることながら、組織の力というものを高めていかなくてはならない。それにはやはり、連携というものが生まれなければならない。そのことを踏まえて、今後、隠岐の島町をしっかりとリードしていくためには、町長が公約で掲げた「生まれてよかった・住んでよかった・訪れてよかった」に繋がるような事業展開をやってくださいよ。

ただ、言うだけだったら簡単。職員が一体となって町長を支えて、住民が喜ぶような“まちづくり”に邁進^{まいしん}してください。

最後にそのことを聞いて、質問を終わりたいと思いますので、町長、胆を据えて答弁してください。

○番外（町長 池田高世偉）

厳しいご指摘でございまして、おっしゃるように組織として連携を図りながら一体化していくことが「組織力」を高めるということは理解しております。

池田信博議員の「公約実現に向けた取り組み」について、というご質問がございましたが、ここで申し上げましたようにスピード感、また実現できなかったことは多々ありますが、職員と一緒に「チーム 隠岐の島」としてやって行くんだという意味で、職員の皆さんが「生まれてよかった・住んでよかった・訪れてよかった」というこの3つを各会合で、あるいは挨拶等でも共通して言えるようになったと、まだまだ形を出すべきだということおり、結果を残して初めて施策であります。職員一体となって3つの「よかった」が共有できるような状況までには来ておりますので、さらに一緒に組織力を高めていきたいと思っておりますのでご理解をお願い申し上げます。

○10番（平田文夫）

スクラムが崩れたら、スクラムは駄目なんですよ。しっかりとやってください。

終わります。

○議長（米澤壽重）

以上で、平田 文夫 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、14時55分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 14時45分）

○議長（米澤壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 14時55分 ）

引き続き、一般質問を続けます。

次に、9番：前田 芳樹 議員

○9番（ 前 田 芳 樹 ）

それでは、早速ですが質問に入らせていただきます。

まず一点目、『竹島の日』町条例の制定についてでございます

島根県では2月22日を「竹島の日」とする条例を制定し、竹島の領土権確立に向けた調査・研究・啓発活動に取り組んできました。竹島が所属する隠岐の島町こそが、主体的にこの条例を制定して所管自治体の意義を発揮してはどうかという点についてでございます。

島根県の条例制定を契機に、竹島に関する調査・研究・啓発活動は飛躍的に拡大いたしました。ここへ来て停滞感があります。「竹島の日記念式典」は14回を経るに至って一種のマネリ化は否めないと感じます。これを打開する方策を一考すべき段階にあるのではないのでしょうか。

島根県が条例を制定したときには、民間団体の「県土竹島を守る会」が発案提唱し、上代義夫県議会議員が県議会内での合意を形成し、澄田信義知事が英断をして制定の実現をみた経過でございました。領土問題は国の専権事項だからとして日本政府から強い抑制圧力がありましたが、島根県はその圧力さえも拒絶をしつつ主体性を持って行動を完遂したのでございました。

県条例は県下一円を網羅するから、隠岐の島町に「竹島の日」条例がなくても事足りるとしてきましたが、反面、これは竹島を所管とする自治体の主体性が問われることにもなると思います。隠岐の島町は自助努力で「久見竹島歴史館」の設置をして主体性を見せましたが、本町が「竹島の日」条例を持つことはまた違った社会的反響を呼び起こし、島民の意識高揚に繋がるのではないかと思います。事の始めは足元からではないかと思います。

最近、島前の議会議員から「隠岐の島町がイニシアチブをとって条例の運びになれば、島前3町村も追随して同調できるだろうから、隠岐4か町村が同時に条例制定をすれば社会的反響は大きなものが期待できる。連携して条例制定に取り組めばよいのではないか。」とのお話しもありました。現在、日本国際問題研究所が島前で竹島漁労の調査をしているほどに島前にも竹島漁労に携^{たずさ}わった関係者は多くいたのでございます。次第に島前地域の方々の認識も高まってきているようでございます。隠岐4か町村が協調して同時に条例制定をすれ

ば反響が増幅するのは間違いなさそうでございます。

今回、すでにホームページに「条例制定」の質問が載って、松江のほうでは少し評判が出ているという話だそうです、社会的反響は大きなものが期待できると思います。啓発活動の停滞感を払拭するために、二番煎じのものまねでもいいと思いますから、県条例のサンプルを貰ってでも、隠岐の島町こそが「竹島の日条例」を制定して一段と所管自治体であることの意義を発揮するべきではないでしょうか。

町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問一点目、「竹島の日町条例の制定」についてのご質問にお答えいたします。

現在の「竹島の日」の制定は、平成 17 年 3 月に、県民、市町村及び県が一体となって竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、また国民世論の啓発を図るため、島根県議会において「竹島の日を定める条例」が制定され、^{こうちゃく}膠着する竹島問題に大きな一石を投じる契機となりました。

その後、竹島問題研究会の発足や竹島資料室の開設などにより領土権確立に向けて少しずつではありますが、島根県内の機運が高まってまいりました。

しかし、議員仰せのとおり、「竹島の日」制定 15 年を迎える今日、かつて竹島において漁業活動を行った方は亡くなられており、その記憶を引き継ぐ子孫も高齢化が進んでいく中で、竹島問題における停滞感や意識の低下は否めません。

そういった中で、ご質問の「竹島の日」町条例の制定についてですが、現在のところ町条例の制定は考えておりません。しかしながら、隠岐の島町として、島内及び県内外への国民世論の盛り上がりの啓発活動は必要と考えております。

同じ領土問題として、北方領土が挙げられますが、例年 2 月 7 日は国による「北方領土の日」が制定され、「北方領土返還要求全国大会」では、内閣総理大臣や政府関係者などが出席されます。

竹島問題も同様に国家の主権に関わる問題であり、「政府による竹島の日」の制定が必要と考えます。竹島返還にむけて引き続き努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○9 番（前田 芳樹）

一点、再質問をさせていただきます。

現在のところ、町条例の制定は考えていないというのは、突然の提案でございますので「はい。直ぐやります。」ということにはならないはずですから、想定内の答弁でありました。

政府による「竹島の日」制定が必要というのは当然のことであります。政府が動かないから、島根県が業を煮やして「県条例」を制定したのでございました。ここへきて、竹島問題に関する停滞感とマンネリ化、これを打破するためには国や県に追随して行くだけではなくて所管自治体の意義を示し、自主的な行動をするべきときではないかと思うところです。

町条例を制定すれば、町内で独自の行事等もすることができまして、大変大きな発信力があるかと思います。次の機会に具体的な「条例案」を示したいぐらいに思うところでありまして。

伺いたいのは、気運が高まれば状況次第では、町条例制定をする考えは持てませんかという点をお伺いしたいと思います。お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

気運の高まりによつての、町条例の制定はという再質問でございますが、先日の新聞報道にもありましたが、竹島問題への関心のポイントが少しアップしておりました。10年前に比べればまだ4.4ポイントしか、少ないというか、関心度が低いということからもう少し積極的に啓発活動をして行くべきだという県の見解もございました。

おっしゃるように、私もここ15年迎える中で、竹島の日の集会にも参加させていただく、またこの町の中をみておりまして申し上げましたように、少し停滞感や意識の低下があるのではという思いが個人的にはあります。

その中であつてご指摘のマンネリ化、それより自主的な行動を起こすべきだという発言は同じ思いであります。そしてそのうえで、気運が高まったらという部分につきましては、今一度考える必要はあると思っておりますが、本当に島民の皆さん、町民の皆さんが大きな“うねり”となり気運が高まれば行政と言うよりも政治としては、そこは当然、向かって行くべきではないかと理解しております。

○9番（前田 芳樹）

それでは、二点目の質問にまいります。

「竹島漁労の逸失利益に対する国への特別交付税措置の要望」についてでございます。

隠岐の島町全域の地域振興策を進めるためには、竹島漁労の逸失利益に対する国からの特別交付税措置の要望をしてはどうかという点についてでございます。

昭和40年の日韓基本条例締結をする時に、かつて漁業権を保持して竹島漁労合資会社を

経営していた橋岡忠重氏とその従業員たちが懸命に竹島返還要求運動をしていましたが、「奪われた竹島の変わりの補償を国に要求してはいけない。絶対にまた竹島へ漁に行けるように戻してもらおうのだ。」を合言葉にしていました。地元の者たちはその言い伝えを守って補償要求を口にしたことはありませんでした。

しかし、昭和 27 年に不法占拠されてからもはや 66 年が経過したのに何の進展も見えていない。この間の竹島漁労の逸失利益は膨大なものがあります。質・量ともに豊かな漁場と広大な EEZ 海域を奪われている現状はとても看過できるものではありません。竹島返還要求運動はたゆまず継続していくのは当然ですが、幾分かは隠岐の島町全域の地域振興を図るための特別交付税措置を要望してもよい時期に来ているのではないのでしょうか。

旧五箇村時代には、昭和 40 年の日韓基本条約締結をする時に佐藤栄作首相が陳情団に向かって「今、しばらく地元の人達は竹島返還要求を待ってほしい、その代わりに地域振興策を考えていくから・・・。」と返答しておりましたが、以来、竹島が手中に戻る目途さえ立っておりません。確かに昭和 45 年前後に、国からの措置費を一部の漁港には出されました。

平成の初めには、当時の五箇村長の靴底を磨^すり減らす交渉の甲斐もあって 46 億円を投じて久見から代間の漁港関連道の整備を竹島案件の県工事で完工するに至りました。隠岐の島町に対する竹島案件での補償工事等の地域振興策は見当たりません。

昭和 40 年に「今、しばらく地元の人達は竹島返還を待ってほしい。」と言われてから 53 年もの長い年月が過ぎましたが、日本政府の効果的な具体策は見受けられずに「遺憾だ。遺憾だ。」の言葉ばかりを繰り返す棚ざらし状態が続きました。当時の「その代わりに地域振興策を考えていくから」という首相のお言葉は私たちはとても忘れることはできず、今もその効力は継続しているとさえ思えるのでございます。

もう堪忍袋の緒も切れようというものであります。県も本町も竹島返還要求運動の対策費にさえこと欠くあり様であります。普通交付税の減額傾向の時代に当たりまして、この辺で竹島案件での「電源交付金」や「北方領土対策費」並みに本町全域の地域振興策に対する特別交付税措置をやんわりと繰り返し要望交渉をしてもよいのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、前田議員の分割質問二点目「竹島漁労の逸失利益に対する国への特別交付税措置の要望」についてのご質問にお答えします。

ご承知のとおり、竹島の領土問題により排他的経済水域の境界の線引きをすることができ

ない部分の海域を暫定水域とし、日韓漁業協定では、暫定水域においては相手国漁船に対し、漁業に関する自国の関係法令を適用しないこととするとともに、水産資源の確保についても両国が協力して取り組むこととしております。しかしながら、暫定水域の漁場においては、漁法、漁の期間等日本と韓国には大きな考え方の差があり、日本の漁船が満足な漁ができていない状況が長く続いている現状がございます。また、日韓漁業協定につきましても、日韓両国において、協議もなされていない状況下にあります。

本町といたしましては、一日でも早い領土権の確立を目指し、国への要望活動、竹島問題の世論喚起など、さらなる活動に取り組んでまいりますが、少なくとも暫定水域において、日本の漁船が安心して操業できることを念頭に、日韓漁業協定の協議がなされるよう、今後とも継続して国へ要望してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の「竹島漁労の逸失利益に対する国への特別交付税の要望」についてであります、竹島関連経費につきましては、毎年本町独自の財政需要であることから、特別交付税の算入項目である「離島振興に要する経費」の一部として要望を提出しているところでございます。

しかしながら、特別交付税は当該年度に係る財政需要を要望として申請するものであり、過去の逸失利益を要望できるものではございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○9番（ 前 田 芳 樹 ）

一点、再質問をさせていただきます。

私が伺いたかったのは、本町全域の地域振興策を進めるために「普通交付税」の減額傾向の時代に際しては、この辺で竹島漁労の逸失利益に見合うだけの財政措置を国に要望してもよいのではないかという点でありました。

竹島が戻らない長い年月が経過して、財政難時代が来るのなら本町の地域振興のためには、いよいよ取っておき「竹島案件」を持ち出してでも、大きく国に逸失利益に見合うだけの対応措置を求めてもよいのでは、よい頃ではないかと思うところです。極めて政治的な領域でありますけれども、また実現の可能性もあるはずだと思います。所管自治体が失っている利益を、国に補填してもらってもよいのではないかと思うところです。

今後、地域振興策のために「竹島案件」を出していく考えは持てませんか。一言お考えをお伺いしたいと存じます。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

再質問、地域振興策への竹島に関連する財源の要望ということでございます。

お考えは十分理解できますし、そういった面で「竹島」をと、そこまでの思いというのはわかりますが、地域振興事業の中で二点あります。

一つは、「竹島」に関する要望については重点的に要望活動を進めていく。国に対して領土担当大臣等に会える機会を多くしたり、この間も出掛けていただいたんですが、もう少し現場のほうに来ていただくように「要望」と絡めて、その部分は町の責任義務として実施していきたいと思います。

そして、地域振興策の中に竹島をとというのは、個人的に「うん」という部分もございますが、町を預かるものとしては、「要望は要望、振興策は振興策」として国の方へ要望活動を進めてまいりたいと思います。

○9番（ 前 田 芳 樹 ）

いよいよ、財政難の時代が来るというなら、いよいよもってこの「竹島案件」を出しても、財政措置を国に要望していかざるを得ないではないでしょうかと、言うところです。

終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問を終わります。

次に、2番：村上 謙武 議員

○2番（ 村 上 謙 武 ）

それでは、事前通告しております二つの項目について分割で質問をいたします。

まず始めに、第三セクター(株)あいらんどが解散してから1年半後に破産手続き開始決定を受け倒産に至った経緯に対する、町長の見解を伺います。

(株)あいらんどは平成30年3月31日付けをもって解散し、代表清算人による通常清算という形で会社の清算手続きが行われることになりました。

解散時のバランスシートの内容は、約6,200万円の債務超過になっており、通常清算による清算手続きは不可能であるにも係わらず、代表清算人は適法な手続きを取らなかったため、会社清算の遂行に著しい支障をきたす状況を招き、結果的に令和元年10月17日、裁判所による破産手続き開始の決定を受け倒産に至ったという状態になりました。

代表清算人は選任されてから1年半以上の時間が経過したにも係わらず、その間、代表清算人の職務とされる「株主総会」を開催し、株主等に清算状況を説明するなどの責務を果たすことなく、清算人として適切な業務を遂行しているとは言い難い状況が続いていたのではないかと推察されるところであります。

代表清算人の選任に関して町には重い責任があり、この「破産手続き決定」というこのような事態を招いたことに対しても責任があるものと考えますが、町長の見解を伺います。

次に、破産手続き開始後の本町の対応について伺います。

新聞報道では、負債総額は破産申し立て時点で約 5,700 万円、今後増える可能性があるとの内容でありました。

町は(株)あいらんどを解散するに当たり、平成 29 年度に負債整理と経営支援のために補助金約 1 億 8,100 万円余りを交付し、さらに町の貸付金 2,900 万円の債権放棄を行うなど、多額の財政支援を行いました。しかし、結果的に清算処理は円滑に進まず、清算人からこの度、破産管財人による破産手続きに移行することになりました。これから始まる破産手続きに対する町の基本的な対応方針について伺います。

三点目ですが、株主や債権者に対する町としての説明責任について伺います。

(株)あいらんどの筆頭株主である町は、会社の解散を事実上決定し、会社の清算についても同様な立場で清算人の選任に係わってきたと言えます。

しかし町は、清算会社となった(株)あいらんどの清算状況等について何一つ報告等は行っておらず、損失を被った株主や債権者に対する説明責任は勿論のこと、議会や町民に対しても説明責任を果たしていない状況にあるといえます。

今回、新聞報道があったにも係わらず、(株)あいらんどの清算手続きが行き詰まり、破産手続き開始に至った経過等について、町として議会に詳しい説明がないのはなぜか、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問一点目「第三セクター(株)あいらんどの破産手続き開始」についてのご質問にお答えします。

一点目の「代表清算人の選任に関して町の責任」についてであります。平成 30 年 3 月 18 日開催された「臨時株主総会」において、同月 31 日をもって会社を解散すること、翌 4 月 1 日から清算手続きに入ること、その清算手続きのために、代表清算人を選任することが、議決されたものであり、その時点において適切に処理されたものと考えております。

二点目の「破産手続き開始後の本町の対応」についてでございますが、本町から(株)あいらんどに交付いたしました、平成 30 年 3 月末までの運営に係る経費に対する補助金 3,700 万円につきましては、「会社清算により剰余金が発生した場合は、速やかに返納すること」という条件を付して交付決定をしております。

補助金の交付対象者から「実績報告書」が提出されていない状況ではありますが、その目的は達成されたと判断し、隠岐の島町補助金交付規則第15条第2項の規定に基づき、令和元年11月5日付けで現在の保有資産1,045万3,294円に対し補助金の返還を命じました。また、松江地方裁判所西郷支部に対しまして、「破産債権届出書」を提出したところでございます。

今後は、松江地方裁判所西郷支部にて、12月12日に予定されております、財産状況報告集会等へ参加し、状況の推移を注視し確認するものでございます。

三点目の「株主や債権者に対する説明責任」についてでございますが、代表清算人に対し不定期ではございますが状況確認を行なっておりました。大きな動きが無いままに推移を注視しておりましたところ、この度、松江地方裁判所西郷支部からの「通知書」により、破産手続きの開始を確認しましたので、町として然るべき事務手続きをしたうえで、本定例会の会期前常任委員会におきまして、速やかに報告させていたところでございます。

○2番（村 上 謙 武）

ただ今の町長の答弁に対しまして、いくつか再質問をさせていただきます。

まず一点目の私の質問に対して、町長は代表清算人を選任する「臨時株主総会」においてでの決定までは適切な処理をされていたという風な答弁でした。

そこで止まっているんですよね。私がこの一点目で町長の見解を聞いたのは、町は平成29年度に㈱あいらんの整理事業として予算を組んで、会社の整理事業を行なっているのですよ。その結果会社の整理がどうなったのか。一番最悪の「破産手続き」、裁判所による手続き決定が、「倒産」という形になったと。

ですから、町は当初こういった形を想定して負債の整理、経営支援を平成29年度に行なっていなかったはずですよ。第三セクターとして円満な会社の清算を目的に、平成29年度の事業を行ってきたという風に私は理解しているのです。そういうことがあるので、議会としても29年度9月議会で経営支援金の3,000万余りの補助金に対して「議決」を行ったという経緯もありますから、その辺のところに関して、町長は今回の事態を受けてどのような見解を持っているかという風なところを一点目で聞いたわけです。それについて町長、もう一回見解をお聞かせください。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

経緯等についての見解だと思いますが、議員ご指摘のとおり当初からそういった形を望んでいたわけではなく、当然議会にも説明してきたわけですが、我々としましても円満な解決を望んでまいったところですが、裁判と諸事情が発生したことによって今回の経緯となったと

というのが事実です。当初は円満にを望んでおりましたが、結果的にはこういった形になったということです。それに対して、責務があるとは思っておりません。

〇2番（村 上 謙 武）

町長、もうちょっと丁寧な説明を期待していたわけですけど、聞いていると、このあいらんの清算事業に関しては町はもう一切、代表清算人にその仕事を丸投げして本当に無責任な対応をしているなと感じております。

というのは、私は今年3月の定例会で「㈱あいらんどに関する清算手続きどうなっているか、進捗状況等について」の質問をしました。町長、覚えておられると思いますけど、その時、色々質問する中で状況をまったく把握していないなという町の対応がわかったということで、町長は最後に通常清算で今年度末を目途に、清算手続きを目指していると言われましたけど結果的にこういう状況になってしまったということなんですよ。

そこで一つ、先ほどの町長の答弁の中で少し認識不足というか誤っているのではないかと、いう点がありましたので、一つ指摘します。

二点目の町長の答弁の中で、「補助金の交付対象者から実績報告書が提出されてない状況ではありますが、その目的は達成されたと判断し、隠岐の島町補助金交付云々・・・規定に基づき、この度1,045万3,294円に対し補助金の返還を命じた。」という答弁がありましたが、この「実績報告」が実は、平成30年6月23日でしたか第23期の㈱あいらんどの「定期株主総会」できちんとされているのですよ。その時の「貸借対照表」とか事業報告の中で、6,200万円の債務超過に陥っているということが株主に報告されたということなんです。

ですから、遅くてもこの時点で㈱あいらんどは通常清算では清算手続きができないと、裁判所に申し出て「特別清算」をしなければいけない状況になったんですよ。しかし、そういった報告も議会にされていない。今年度もされていません。

今年度も6月下旬頃に「定期株主総会」は会社法で開催して、会社の財政状況や事務報告をなささいという風に「会社法」で規定されているのです。それは代表清算人はやっていない。そして今日は議会にそういった第三セクターの清算会社である㈱あいらんどの状況についてまったく報告がない。

そういったことがあるから、我々もあの㈱あいらんどがどうなったんだろうと、そうしたら結果的に新聞報道で「10月17日に破産手続きの決定が下った」と、清算人から破産管財人の弁護士による会社の清算がこれから行われるわけですよ、またさらに清算手続きに時間が要する、費用も要する、こういったことに対して町は私は責任があると思うのです。

その責任に対して町長はどう感じているかなと。首を横に振っているんで、町としては責任はないと思っているかも知れませんが、町が自治法で決められたことをきちんとやっていけば、議会もそういうことがチェックできるのですよ。それをしていないから議会もわからない。これは担当課の明らかな法令に対する不作為ですよ。コンプライアンス、法令遵守ができてないからこういう事態に陥った。私はそういう風に理解しているのです。違いますか。

（株）あいランドというのは、（株）ふせの里もあわせて約9割の株主なんです。違います？もう町の会社といっても過言でない。その会社を整理する。町はそのことに責任をもってそのことに関して、代表清算人と連絡を密に取りながらスムーズな会社の清算手続きに関与していくべきではないか。それがまったくできていないということが、今回の町の責任ではないかという風に思っております。その点について町長、もう一回見解をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

実績報告書の提出、あるいは町の責務についての再質問でございますが、清算人との連絡は平成30年度に6回、令和元年度に4回、計10回の連絡を取っております。

6月23日「定期株主総会」がございました。その後12月には代表清算人と庁舎内で面談をし、清算の状況についての聴き取り確認もしてまいったところです。その後2月、3月と債権についての確認等してきたところですが、令和元年7月の「株主総会」について本庁としての担当部署からは「株主総会の開催はどうか」という問い合わせもしました。その中で、清算人の方から破産準備中であることから、今「株主総会」開けないという回答がございました。

言っておられる、町としての責務は一緒になってやっているつもりなんです、「議会に対して」という言葉を反省するのであれば、この7月3日に我々が「株主総会」の開催について清算人と確認協議した時に、「総会」は今のところ破産準備でできないんだと言っていることの「報告」が欠けていたのかなという部分はございます。その後、9月、10月と最終的に「破産手続き」というのは裁判所の方から通知が来たということでして、規定されているように担当部署は粛々と清算人とは協議は進めて行ったところですが、その「総会」の部分の中で7月の時点での報告が欠落していた部分ではないかという風には思っております。

○2番（村上 謙武）

何となくまだ納得できない状況ですが、10月17日に新聞報道があつて町のほうはそのことは確認をした。債務超過5,700万円であると、そういうところに関して担当課はきちんと

破産の状況について確認はされているのですか。どうでしょうか。

○番外（ 商工観光課長補佐 宇 野 慎 一 ）

ただ今のご質問に回答します。

我々も裁判所からの「通知」で正式に破産手続きに入ったことを知りました。事前には、清算人の方より「破産申し立てを行います」というメール通知はいただいております。その中身については、裁判所に出たもの、判の当たったものをちゃんと取ることができませんで、その後、破産管財人の方とお話しをする機会がございました。その中で約5,700万円ということが言われておりまして、その内訳について出来得る限り教えてもらえないかということで内容の確認をしたところでございます。5,700万円につきましては、債権者2名及び租税という内訳だということまでは情報を得ております。以上です。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

担当課は5,700万円の内訳等についても、破産管財人から情報を得ているということですね。議会の報告なんですけど、11月22日に「全員協議会」がありましたね、この破産手続きの決定から約1か月以上経っているんです、どうしてその場でそういった大事なことが、今言ったようなことも含めて一連の流れについて議会に報告がなされなかったのか。非常にそういう面では、執行部の対応に不備があるのではないかという風に。新聞報道で知って、その前ですよ我々は。

もう一回繰り返しますけど、平成29年度にあれだけの予算を使って清算した会社について、それはちょっと議会に対する説明責任が欠けているのではないかと、私は思っているのですが、その件についての説明責任ですね、町長いかがでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

説明責任という件でございますが、経過を追っていく中で、先ほど申し上げましたように報告すべき「総会」の時点でまず1回、そして今おっしゃったように11月22日、11月5日に「通知」を受けてますので2回の機会があったという意味では、説明責任が欠落していたという風に思います。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

ここで執行部に申し上げますが、今の質問にもございましたように極めて重要な案件でございますので、やはり議会での詳細な説明報告が必要と考えますので、今後はそれを怠らないよう努めていただきたいと思います。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

この「破産債権届出書」を町として1,045万3,294円の返還を命じたと、同じく第三セクターの(株)ふせの里の「決算書」を見ますと、資産として(株)あいらんの株200株1,000万円が資産として載っているんですよ。(株)ふせの里の債権はどうされるんですか、お答えをください。

○番外（町長 池田 高世偉）

(株)ふせの里に対する債権についてでございますが、役員会等での協議は(株)あいらんの会社の中身も話しておりますので、正式に(株)あいらんどが清算が済んだ時に方向性が出されますが、事情を理解しておりますのでもし会社が無くなった場合には「放棄」という方向で進めるという風になっているそうです。

○2番（村上 謙武）

今の答弁を聞いて、そういったところも町として把握がきちんとできてなかったのかなという風に感じるところです。もう少しこの三セク、大事な経営について町は緊張感をもって対応していただきたいと。これからもまだ破産手続きで、色々管財人とのやり取りもあると思いますので、そういったところしっかりと対応をすべきだという風に思っております。

ということで、議会に対する地方自治法243条第3項の規定、これをきちんと実行してほしいという風に思っておりますので、破産状況時の「貸借対照表」等の財務処理を議会のほうに提出していただきたいという風に思っております。

町長、その点について答弁をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

報告でございますが、また然るべきときに報告させていただきます。

○2番（村上 謙武）

それでは、次の分割質問「公共工事のスムーズな実施」について質問いたします。

近年、町の発注工事において「工事請負変更契約の締結」が頻繁に発生しているように感じております。比較的短期間の工事にも係わらず、どうして多くの事業で工事内容に変更が発生するのか、漠然とした疑問を感じているところであります。

工事請負変更契約が生じる要因として、私なりに感じたところは、工事発注時の設計図書に誤りや漏れがある場合や設計図書の表示が明確でないなど、図面や仕様書の不備が原因と思われるケースもあるのではないかと感じております、監督職員の設計図書の確認不足やスキル不足、工事内容の確認不足などが指摘されても仕方ないケースも見られるところであります。

このように工事内容に変更が生じた場合、追加の工事費が発生し補正予算をもって対応するケースが多く、工期延長を伴う場合も多く見られます。このように工事請負契約内容の変更は、発注者、受注者双方にとって好ましくないことはもちろんこと、結果的に町民にとって大きな不利益をもたらすことになってしまいます。

工事請負変更契約が頻発し、その結果工事費の増額が発生している現状を町長はどのように受け止めているのか見解を伺います。

次に、建設工事担当者(監督職員)見直しの必要性について伺います。

公共工事のスムーズな実施は、住民の福祉の増進に繋がるとともに、「事務を処理するにあたっては最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と規定している地方自治法の趣旨を実現することに繋がるものであります。

残念ながら本町の場合は、結果的にこの地方自治法の規定に反する事務処理が目立つ状況にあると、町民もそう感じているのではないのでしょうか。

そこで一つの改善策として、建設工事等を発注する際の監督職員の見直しによるスムーズな公共工事の遂行の可能性を検討してみる必要性があると考えますがいかがでしょうか。

つまり、総括監督員や主任監督員を任命するに当たり、現行の建設工事監督要領に規定しているところの業務を担当する課長や室長、課長補佐等に拘るのではなく、各々の建設工事に対して十分な知識と経験を備えたふさわしい職員を課の枠を超えて任命し、工事の監督業務に当たらせることはできないでしょうか

以上、公共工事のスムーズな実施に向けての改善策について、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問二点目「公共工事のスムーズな実施」についてのご質問にお答えします。

一点目の「なぜ町発注の建設工事等において工事請負変更契約が頻発するのか」についてであります。まず、町が発注いたします公共工事の設計図書の作成に当たっては、担当職員が誤りや漏れが無いよう細心の注意を払って作成しており、施工条件につきましても明確に提示していると認識しております。

また工事の変更につきましても、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」による発注者の責務として、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件等について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更、及び

これに伴い必要となる請負代金の額、または工期の変更を行うことが規定されておりますので、必要な変更契約が発生することはやむを得ないことと考えております。

しかしながら、公共工事の発注や変更契約等について町民から疑念を持たれないよう、職員の資質の向上や確認作業の徹底、並びに専門的な職員による技術支援体制の整備充実につきまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

二点目の「建設工事担当者（監督職員）見直しの必要性について」であります。町が発注する建設工事の監督職員について、業務を担当する課の職員等に拘ることなく、課の枠を超えて知識と技能を備えた職員を任命し、監督業務に当たらせてはどうかとのご指摘でございますが、私も議員同様、主に建設工事の執行を行う課以外の課における工事の監督業務につきましては、困難があると感じておりますことから、本年より、各施設の改修工事等への技術的支援を行う職員を施設管理課に配置したところであります。しかし、まだまだ十分とは考えておりませんので、技術職員の採用など充実に向けて取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇2番（村 上 謙 武）

答弁いただきました。担当職員は誤りや漏れがないように細心の注意を払って作成しており、施工条件についても明確に提示していると認識しているとお答えになっております。

まあ、そうあって欲しいんですよ。きちんとそうやられてたら、この「工事請負変更契約」の事例も少なくなるのではないかという風に思います。やはりその点が、町長が思われているよりはきちんとできていないのではないかなという点で、もっと厳しく、いい認識を町長には持っていただきたいという風に答弁を聞いてそう感じました。

言われているように、工事を取り巻く環境は全国各地で大規模な災害が続いておりますし、東京オリンピック等の工事の影響で本町だけでなく、全国の自治体でスムーズな施工ができないという厳しい環境が続いているというのは、私もよく理解しているところでありますが、このような理由で工事内容が変更になったり、遅れるというのは議会も町民も理解していただけのものと思っております。

でも、それ以外の理由、特別な事情の変更のない場合と思われるようなところで工事内容が変更になったり、設計箇所が変更になったり、変更せざるを得なくなったという事例も見られますので、そういったことがないように今後しっかりとやっていただきたいということで、二番目の質問に町長が「課の枠を超えて適切な監督職員の選任を前向きに考えておりますし、そういった対応も始めている」ということですので、是非、本町の「隠岐の島町建設

工事監督条例」のほうを見直しというか、必要ではないかと、そういった要項を見直して対応していくべきではないかなと考えていますが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

監督職員の要項の見直しについてでございます。

まず、基本的に職員がそういったことのないように細心の注意を払ってやっていると言うことはお答えをいたしました。

ただ、現状として「施設管理課」を新設した理由が、そういった工事を行わない部署が工事等を「商工観光課」でも「教育委員会」でも持つ場合がございます。そういったことについて、「施設管理課」が技術的な支援ができるようにということで設置をし、今年はさらに職員を1名配置して充実したところですが、まだまだ先ほど申し上げましたように技術職員が不足しております。毎年、採用試験も行なっておりますが、なかなか自分の思うようにはなっておりませんが、まだこの面は充実したいと思っております。

「施設管理課」を設置し、技術職員を配置したにも関わらず、まだまだ我々の横の連携の中で十分な活用態勢ができてないことにより色々、今年度、変更で議員各位にご迷惑をかけた事案もあります。さらに「施設管理課」との横の連携が図れるように我々の中でも詰めていきますし、要項の見直しにつきましては今、考えているところですのでご理解をいただきたいと思います。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

これから、公共施設の計画的な長寿命化というのがずっと続くと思います。ですので、きちんとした態勢で事業がスムーズに施工できるようにやっていただきたいと思うことと、もう一つ、町として公共工事の請負契約をする際の「約款」というものが、隠岐の島町としてきちんと整備されているのか、またこういった設計とか契約変更に際しての規程のような物が町としてあるのか、その点について伺います。

○番外（ 施設管理課長 大 西 洋 二 ）

事務の手續きに関することですので、私のほうからお答えをしたいと思います。

建設工事の請負契約につきましての「約款」でございますが、国土交通省、県に準じて「隠岐の島町建設工事請負契約款」ということで定めております。変更契約に対しての規程でございますけれども、町として独自には定めておりませんが県の「契約ガイドライン」に基づいて、それに準拠して事務を進めております。以上でございます。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

終わります。

○議長（米澤壽重）

以上で、村上 謙武 議員の一般質問を終わります。

最後に、4 番：石橋 雄一 議員

○4 番（石橋雄一）

それでは最後になりましたが、通告にしたがいまして二点ほど質問させていただきます。

このところ毎議会で質問させていただいておりますが、「第2次隠岐の島町総合振興計画の進捗状況」について伺いたいと思います。

まず、一つですけど、議会への意見聴取のその後について伺います。

本年11月22日、「第2次隠岐の島町総合振興計画骨子案」が議会全員協議会において、説明、意見聴取が行われる予定でありましたが遅れ経過報告になり、12月11日本日、実際には昨日お昼になったようですけど、「計画骨子案」が議員各位のタブレットに提示されるスケジュールになっています。「検証報告書」が本年7月に作成され、9月定例会において私が一般質問し、PDCA サイクルに乗らないなどの基本的かつ重要な問題点を指摘したが、その問題点については「検証報告書」に反映されることはありませんでした。今議会最終日の全員協議会において、11月22日に予定されていた計画骨子案の説明及び意見聴取が行われる予定になっていますが、この聴取された意見はさまざまなものが出てくることが予想されておりますけれども、これらの意見は骨子案に反映されていくのかどうか伺いたいと思います。

それから、二番目「総合戦略との整合性」について伺いたいと思います。

11月22日の全員協議会において説明された「第2次総合振興計画」の構成では基本構想10年間、基本計画5年間という構成になっており、基本計画は総合戦略をそのままスライドしたような形になっている。総合振興計画策定費は㈱エブリプランにプロポーザル作成と策定業務委託費で1,375万円支払っております。この総合戦略の策定費はどのように予算に組み込まれているか伺いたいと思います。

それから三番目に「骨子案への㈱エブリプランの関り」について伺います。

前段で述べたとおり㈱エブリプランの策定費の支払い、プロポーザル作成費も含めて1,375万円になっております。今までの印象ではガイドラインの提示で内容の作成には関わっていないような印象でしたが、骨子案に対して㈱エブリプランはどのように関わっているか伺いたいと思います。

それから四番目に「目標数値の考え方」について伺います。

「第2次総合振興計画」の構成では、目標値に対して基本計画中の従来総合戦略で用いられていた KPI(重要業績評価指標)のみがあげられておりますが、KPI というのは各論での業績評価手法であり、基本構想中の基本目標での数値目標も必要ではないかと考えますが、お考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、石橋議員の分割質問一点目「隠岐の島町第2次総合振興計画の進捗状況」についてのご質問にお答えします。

まず、一点目の「議会への意見聴取のその後について」であります。本議会最終日の全員協議会において計画の骨子案を説明させていただき、議員の皆様方のご意見をいただく予定としています。

いただいたご意見が、計画の骨子案に反映されるのかとのご質問であります。個々の意見をすべて反映できるかどうかは別として、今後予定しておりますパブリックコメントと同様、一つひとつのご意見を考慮しながら、計画を決定してまいりたいと考えております。

二点目の「総合戦略の策定費は振興計画の策定費に含まれているのか」についてですが、「第2次総合振興計画」は、「次期総合戦略」の役割も兼ね備えた一つの計画として策定しておりますので、「次期総合戦略」に係る策定費は「第2次総合振興計画」の策定支援業務委託費に含まれております。

三点目の「骨子案に対して㈱エブリプランはどのように関わっているのか」とのご質問についてですが、この度の骨子案につきましては、役場若手職員を中心とした「計画策定委員会」を12回にわたり開催し原案が取りまとめられ、最終的に私を本部長とする「総合振興計画策定推進本部会」で決定されたものであります。

このような中、総合振興計画の策定支援業務の受託事業者である㈱エブリプランは、12回の「計画策定委員会」に出席し、毎回の会議の資料作成から、会議の進行・取りまとめ、そしてノウハウを活かした提言など、原案取りまとめにあたりすべての過程に関わっております。

四点目の「目標数値の考え方について」であります。「第2次総合振興計画」には、取り組むべき施策毎に KPI を設定する予定としていただいております。これら KPI の最上位に位置づける数値目標として、本町における5年後、10年後の人口目標値を設定し、その達成に向けて総合的に施策に推進してまいりたいと考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

願いをいたします。

○4番（石橋雄一）

再質問します。二点ほど伺います。

一つは、骨子案というのは基本構想と基本目標とで出来上がっておりますけれども、プラス総合戦略に当たる基本整備計画、これがセットでなって「第2次総合振興計画」となってくると思うんですけれども、このセットが出来上がるのはいつになるのかについて、ちょっと伺いたいと思います。

それから二番目に基本計画の実施内容、いわゆる、総合戦略の実施内容になってくると思うんですけれども、過去の総合戦略の中で基本テーマと実施内容のズレを感じる実際の事業があったように記憶しておりますけれども、今回の計画の策定に当たってこういったそのズレはたぶんないと思いますけれども、その辺りどう考えられているのか伺いたいという風に思います。計画というのは、計画を作って終わりじゃなくて、実施されて成果を出してということですので、計画のこれからの実施計画であつたりとか内容のチェックについて万全の態勢でやっていかなければいけないと思いますけれども、その辺のできた後のチェック体制についてどのように考えられているのか、聞かせていただけますか。

○番外（町長 池田高世偉）

第一点目の再質問、骨子案のセット、セットという言い方はなかなか判断が難しいんですが、毎回スケジュール案についてご説明しておりますが、今議会の最終日に総合振興計画の構成である将来像、基本理念、基本目標そして前期5年間の基本計画、またそれにあわせた重点プロジェクトの内容について、KPIについては、まだ詰めが必要ですので今回はまだ上げませんが、今議会の最終日に計画の構成として皆さま方に提示する考えです。

それから、今までの基本計画の実施内容とテーマのズレがあるように思うというご指摘、ご質問ですが、今回もですがそんなに思っていないんですが、将来像、基本理念、基本目標に沿ったものを事業計画、基本計画として持っておりますので、テーマでのズレは一切想定しておりません。

○4番（石橋雄一）

セットという言葉がちょっと悪かったかも知れませんが、「第2次総合振興計画」の全体計画というのは、示していただいた骨子案プラス総合戦略の部分で一つにまとまって、17日に説明があるということですのでよろしいですか。そうじゃないですか。

まとまって一つじゃないんですか。説明では、そうだったですよ。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

一つのものであるかどうかというご質問でございますが、これは最初から次期総合戦略は、先ほども説明しましたが「第2次総合振興計画」の中に入れますよと、ですが、「総合戦略」と「第2次総合振興計画」と2本は持ちませんよということで進めてまいっております。ですから、「第2次総合振興計画」の中に「次期総合戦略」も入れた1本の計画として提示をしますということなんです。

○4番（ 石 橋 雄 一 ）

じゃあ、17日に「総合戦略」の部分も含めて、説明いただけるということでよろしいですね。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

17日に提示させていただきます。

○4番（ 石 橋 雄 一 ）

さっきのズレの問題なんですけど、これは町長さっきはつきりおっしゃいましたので、ズレてないということなんですけど、そのまま信用するわけにいかないんで、わたしも提示されたときにきちんとズレてないかどうか、特に前回の議会の時に農林水産課の事業、観光がテーマであったものが一般事業のような事業がいっぱいあったということで質問したんですけど、そのようなことはないですねということで質問したわけです。町長の言葉を信じますので、それでしていきたいと思います。

次、質問に移らせていただきます。

観光について、毎度、毎度聞いていますけど、さらにまた聞いてみたいと思います。

隠岐汽船目的別乗船客数の推移表というのが皆さんのタブレットに今表示されていると思いますけど、これを基に話をしたいと思います。

隠岐広域連合事務局から隠岐汽船乗船客数の推移、本土ー隠岐というデータが出ています。表によれば平成12年のピーク時の乗船客数は52万6,002人。対して平成30年は38万1,370人。その差14万4,632人になっています。その中で最大のものは観光目的での来島。平成12年は16万8,820人が平成30年には6万9,665人にまで減っています。その差、実に9万9,155人およそ10万人ですね。隠岐汽船の乗船客数減の70%が観光目的の減によるもの。いつも我々が船に乗る時に書く乗船名簿の項目だと思うんですけども、実に70%減っている。占めている観光客減がですね。わたしもこの数字を見た時にかなり衝撃を受けた数字なんですけれども。これについて隠岐の島町、町長がどういう風に考えておられるのか伺いたいと

思います。

それから、「第2次隠岐の島町観光振興計画」の進捗状況について。

このようなさまざまなマーケティングの結果を基に「第2次隠岐の島町観光振興計画」が作成されたと思いますが、その振興計画の進捗状況のチェックはいったいどうなっているんだということを伺いたいと思います。

「観光戦略推進会議」がその役目を果たすという風に聞いていますけれども、これまでのところ本年度に入って開催されたということを聞いておりません。隠岐の島町の観光客減への考え方と対策はどのようなものか伺わせてください。

それから、三番目に「総合振興計画」、「総合戦略」における観光の位置づけ、どの辺りで捉えているかということですね。

隠岐の観光の潜在力においてさまざまな分野から高い評価を受けておりますけれども、抜本的な改善案を打ち出せないでいるものと私は思います。このデータが雄弁に物語っているという風に思いますけど、地理的な冬場の観光がどうしても難しいという地理的な要因も無視できないものと考えられますが、その中にあって今後観光というものをどう位置づけ、どのように振興させていこうと考えておられるのか考えを聞かせてください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石橋議員の分割質問二点目「観光振興」についてのご質問にお答えします。

一点目の「隠岐汽船目的別乗船客数の推移」についてであります。市場ニーズが団体客から個人客へと移行している現状や運賃の問題なども大きく影響しているのではないかと考えております。昨年度から実施しております「企画乗船券」のような島内での体験メニューと組み合わせて、運賃の低廉化を図るなど、ソフトコンテンツとのマッチングによって船による誘客に繋げるなどの、創意工夫が求められているのではないかと考えております。

二点目の「第2次隠岐の島町観光振興計画の進捗状況について」であります。議員仰せのとおり「観光戦略推進会議」において進捗状況や現場ニーズとの整合性もあわせチェック作業を行っているところです。

本年度はこれまでのところ、9月と11月に戦略会議を開催いたしました。観光客数を伸ばすための施策の展開は当然ですが、今年度の戦略会議におきましては、ジオサイトや景勝地へ安全にお客様を誘導するための道路、遊歩道の安定的な管理体制の仕組みづくりやインバウンド対策の具体的な施策に重点を置いて、活発に議論がされております。

取り組む課題はたくさんありますが、振興計画を实践するうえにおいて、横連携が不足し

ている事柄に的を絞って、安定して継続性のある受入れ態勢の充実が図られるよう作業を行っています。航路はもとより、JALやFDAといった航空機対策事業を積極的に展開しながら、ジオパークを中心とした独特の素材を活かし「認知度」「誘客」「受入れ」のそれぞれを向上させるべく事業を実施してまいりたいと考えております。

三点目の「総合振興計画、総合戦略における観光の位置づけ」であります、「活力を生み出すまち」を目指し、隠岐ユネスコ世界ジオパークのブランド力や固有の魅力の発信と、隠岐ならではの人情あふれるおもてなしなどを通じて、選ばれる観光地づくりを進め、多様な隠岐との関わり方を提供し、関係人口の創出拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（石橋雄一）

再質問しますけれども、午前中3名の方が観光について質問されて、私もちょっと持ってきているんですけれども山陰中央新報の10月28日号、経営者が高齢化して施設も老朽化しているというような記事が出ました。これ以外にも、山陰経済ウィークリー、山陰合同銀行が出している資料です。そこに編集主幹の方が後記ということで同じようなことが書かれてました。今日も11名中4名が観光について質問をしています。

この数字の減り方、余りにも極端ではないかと。答弁を聞いていて、いい言葉がいっぱいあるんですけど、誠意を感じないというか、観光政策に対して町として「NO」という表現をみんなしているんじゃないかなという風に私は思うんですけど。ちょっと認識が甘いんじゃないかなと思うんですね。

こういったことを新聞に書かれるっていうのは、ある意味じゃ恥ずかしいことだと私は思うんですけど、隠岐の島町の観光政策というものが、現場の人たちにはちょっと悪いんですけど、空回りしてるというか、どうも実質性が薄いことをずっとやられているなという風なことを思うんです。長期の計画と短期の計画がごちゃ混ぜになって、何から重点的にやっていいのか訳がわからないという感じで観光施策が進んでいるんだっていう風に思います。

この数字を真摯に受け止めて、本当に抜本的に観光に対する取り組みを考えてもらいたいなという風に思います。

この前の質問の時にも言いましたが、国賀は「私は貝になりたい」という映画の監督が日本を隅々まで隈なく廻って歩いた結果、国賀海岸の風景が日本で一番だという評価を、ご存知かもしれませんが、しておられます。日本で一番の資産を持ちながら観光客が増えていかない、これはどういうことかということだと思っ

ても、午前中の答弁でずいぶんお話しされていたので、来期から取り組みも変わってようかと思いますが、その辺の町長の意気込みを聞かせていただいて質問を終わろうと思います。よろしくお願いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

観光に対する想いということでございますが、議員同様、我が町、交流人口、観光人口によって経済の発展があると誰もが思っていることでございます。観光について、毎回ご指摘を受けるということは、まだまだ施策として十分なものではないということは、毎回反省しておりますが、今朝も言いましたように島全体をあげて、観光協会のほうで県も含めて観光のあり方を今一度原点に戻って考えておりますし、宿泊キャパに対する思い切った施策ということも考えております。

体験型のアウトドアについては、少し全国レベルの会社とともに一緒にやっへ行こうと近々きちんと議会にご報告できると思ってます。

そういった一つひとつのものを改めて活かすように、確かに良いものがありながら我々はそのPRが下手であることも十分承知しておりますので、活かして観光の施策に繋げる。もちろんそれが外貨を獲得できて、町の活性化に繋がるような形での観光となるように議会と一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○4番（ 石 橋 雄 一 ）

是非とも期待しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日12月12日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 16時29分 ）